東京学芸大学大学史テキスト



2018年3月 東京学芸大学 大学史資料室

東京学芸大学で学ぶ皆さんへ

大石 学

本書は、東京学芸大学に学ぶ皆さんに、本学の歴史について知ってもらうことを目的に編集されたテキストブックです。

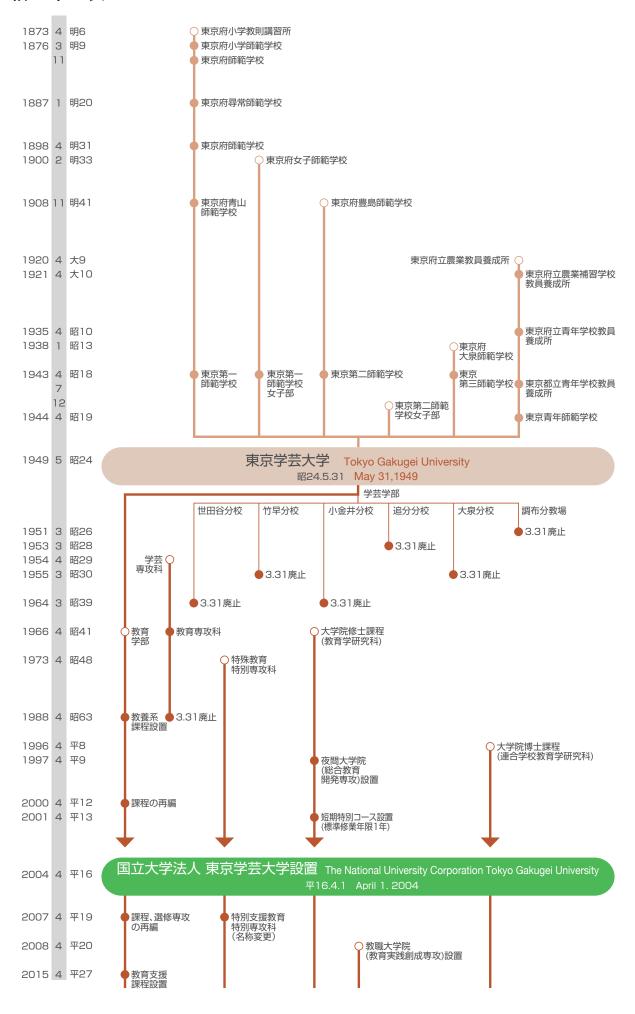
皆さんが、日々学び、生活する東京学芸大学は、いうまでもなくある日突然 誕生したわけではありません。今日存在するすべての事物に歴史があるように、 本学にも長い歴史があります。

東京学芸大学の創立は、直接的には第二次世界大戦敗戦後の昭和24年(1949)5月31日に、新制大学として発足したときをさします。しかし、その系譜をたどると、明治5年(1872)の学制発布をうけ翌6年に設立された東京府小学教則講習所にさかのぼります。皆さんは、明治以来の150年近い歴史と、70年近い東京学芸大学の歴史の最先端にいるのです。そこで、本学では、東京府小学教則講習所以来の歴史を「創基150年」、戦後の大学史を「創立70年」と、それぞれ数え、「創基150周年」「創立70周年」などと記念年としています。

もちろん、これらは文字通りの「記念」にすぎません。皆さんにとって、一日 一日、一年一年がかけがえのない大切な時であるように、本学にとっても今日に いたるすべての年月は、重要な意味をもっています。しかも、これらの日々は、 それぞれが、日本の教育や社会の動向と深くかかわっています。本学で学んだ 多くの先輩たちは、それぞれ歴史の局面において、児童・生徒と向き合い、 教育に取り組んできました。その悩み喜ぶ姿は、今日の皆さんとも重なります。

東京学芸大学で精一杯学んでください。現在の教育について、大いに考え、 語ってください。そして大学に、社会に問うてください。皆さんの今日の姿と 将来の姿が見えてくるはずです。本書が、その手がかりとなれば幸いです。

沿革表



目 次

東京	(学芸大学で学ぶ皆さんへ	大	5 学	23.	東京	学芸大学の発足		р.23
71.74		, ,	- ·			井キャンパスの敷地の沿雪	直	p. 24
	沿革表			25.		学芸大学キャンパス統合		p.25
				26.		大学と学生生活		p. 26
1.	「師範学校」の開学		p. 1	27.		学芸大学附属図書館		p. 27
2.	「学制」公布		p. 2	28.	附属的	学校前史		p. 28
3.	学区制の導入		р. З	29.	戦後降	附属学校の変遷		p. 29
4.	「東京府小学教則講習所」設立	と変遷		30.	大学队	完の設置 これの こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうしゅ		p. 30
			p. 4	31.	教養	系課程の設置		р.31
5.	寺子屋・私塾の師匠や			32.	教職	大学院の設置		р.32
	塾生から小学校教員へ		p. 5	33.	教員兒	免許更新制度		p. 33
6.	予備教員養成法		p. 6	34.	東京	学芸大学と特別支援教育		р. 34
7.	小学校教員免許状授与方心得		p. 7	35.	東京	学芸大学と幼児期教育		р.35
8.	府県立師範学校通則		p. 8	36.	国際	バカロレア		р. 36
9.	師範学校令		p. 9	37.	国公	立大学改革と東京学芸大学	学(1)	
10.	師範教育令		p. 10			一国立大学法人化一		р.37
11.	東京府女子師範学校設置		p. 11	38.	国公立	立大学改革と東京学芸大学	学(2)	
12.	臨時教員養成所設置		p. 12			一教育学部の再編一		p. 38
13.	師範学校規程の制定と青山師範	三学校		39.	東京学	学芸大学と英語教育		p. 39
		•••••	p. 13	40.	東京学	学芸大学と道徳教育		p.40
14.	豊島師範学校の開校		p. 14	41.	東京学	学芸大学と「日本・OEC	D共同	
15.	臨時教員養成所の再設置		p. 15		イニ	ニシアチブ・プロジェクト	J	p.41
16.	師範学校規程の改定と青山師範	巨学校		42.	学芸力	大学の国際交流と留学		p.42
		•••••	p. 16	43.	同窓会			p. 43
17.	青山師範学校の敷地の沿革		p. 17					
18.	大泉師範学校の開校と							
	師範学校の「官立」化	•••••	p. 18		附	録		
19.	東京青年師範学校の開校		p. 19					
20.	師範学校生活と軍国主義化		p. 20		年	表		p. 44
21.	戦時下における師範学校での生	活			参考	文献	•••••	p. 46
		•••••	p. 21		写	真	··· p. 47	- p. 49
22.	GHQによる教育改革		p. 22					

「師範学校」の開学

- ① 1872 (明治5) 年5月師範学校開学を布達
- ② 当初はアメリカの師範学校制度にならう
- ③ 1872年9月に東京神田の旧昌平坂学問所の校舎を利用し、「師範学校」として 開校、翌年7月に「東京師範学校」と改称

解説

「師範学校」(東京大学の前身)は旧昌平坂学問所を校地として校長に諸葛信澄が任命さ れ、大学南校の教師であった米国人スコット(1871年8月に来日)を招聘し、1872年9月 に開校した。1873年8月には「東京師範学校」と改称し、スコットはアメリカの師範学校 の方法にならって英語で教育学を教授、幕府蘭方医だった坪井玄道が通訳に当たった。当 時アメリカの小学校で使用していた教科書・教具・機械などをとりよせ、教場内部もアメ リカの小学校と同様にした。この「東京師範学校」は後に東京高等師範学校へと発展する。 現在の筑波大学の前身である。

参考文献:『自第一学年至第六学年 東京師範学校沿革一覧』(第一書房、1981年)

教師ト生徒ノ間通弁官一人ヲ置ク事 生徒二十四人ヲ入レ之ヲ師範学校生徒トスル事

別ニ生徒九十人ヲ入レ之ヲ師範学校附小学生徒トスル事

二十四人ノ生徒ハ九十人ノ小学生徒ヲ六組ニ分チ其一組ヲ四人ニテ受持チ外国教師 教師二十四人ノ生徒ニ教授スルハ一切外国小学ノ規則ヲ以テスル ヨリ伝習スル処ノ法ニ因り彼ノ「レッテル」ハ我ノ仮名ニ直シ彼ノ「オールド」ハ 、小学生徒ニ授ク右授受ノ間ニー種良善ナル我小学教則ヲ構成スヘキ事 ノ単語ニ改メ其外習字会話口授講義等一切彼

ノ成規ニ依り我ノ教則ヲ斟酌シテ之

生徒ハ都テ官費タルヘキ事 但二十四人ハーケ月金十円宛九十人ハーケ月金八円宛 丈ケ壮者ヲ選ムヘキ事但試験ノ上入校差許ヘキ事

|徒ハ和漢通例ノ書及ヒ粗算術ヲ学ヒ得テ年齢二十歳以上ノ者タルヘシ然レト

- モ成

生徒入校成業ノ上ハ他途ヨリ出身スルヲ要セス小学幼年ノ生徒ヲ教導スルヲ以テ事

成業ノ上ハ免許ヲ与フ速ニ之ヲ採用シ四方ニ分派シテ小学生徒ノ教師トスヘキコト

出典: 『学制百年史

記述編・資料編』

(文部省帝国地方行政学会、

一九七二年

業トスヘシ故ニ入校ノ節成業ノ上必ス教育ニ従事スヘキ証書ヲ出スヘキ事

リ全体人ノ学問ハ身ヲ保ツノ基礎ニシテ順序階級ヲ誤ラス才能技芸ヲ成長スルニアリ 今般東京ニ於テ師範学校ヲ開キ候師範学校ハ小学ノ師範タルヘキモノヲ教導スル処ナ

依テ益々小学ヲ開キ人々ヲシテ務テ学ニ就カシムルノ御趣旨ニ候処差向小学ノ師範タ

ヘキ人ヲ養ヒ候義第一之急務ニ有之且外国

二於テモ師範教育所ノ設ケ有之ニヨリ

其

法ニ因テ我教則ヲ立テ以テ他日小学師範ノ人ヲ得ント欲ス。今立校ノ規則ヲ定ムル左 意ヲ取り外国教師ヲ雇ヒ彼国小学ノ規則ヲ取テ新ニ我国小学課業ノ順序ヲ定メ彼ノ成

如シ

外国人一人ヲ雇ヒ之ヲ教師トスル事

学 制 公布 2. Γ

- ① 1872 (明治5) 年8月、明治政府は教育制度の基礎である学制を公布
- ② 近代学校制度が発足、欧米の近代思想に基づく個人主義・実学主義の教育観
- ③ 国民すべてが小学校で就学すべきものと規定

解説

明治政府は「学制」を公布し、小学校設立に特に力を注いだことから、学制実施後全国 で急速に小学校が開設された。その母体となったものは近世後期に発達した寺子屋(手習 い) や私塾などであった。中学校その他の諸学校も整備されたが、その基盤となったのは 藩校などの指導層育成のための学校であった。学制実施当初は寺子屋と大差のない小学校 が多かったが、教育内容が整備され、校舎も新築されるなど、近代教育システムが全国的 に普及した。

即

チ尋常小学女児小学村落小学貧人小学小学私塾幼稚小学ナリ

第 几 + 章

小学教員 学免状ヲ得シモノニ非サレハ其ノ任ニ当ルコトヲ許サス ハ男女ヲ論 セ ス年齢 二〇歳以上ニシテ師範学校卒業免状 或

出典:「学制」(文部省、

一八七二年)

国立国会図書館デジタルコレクションより

第二十

ノトス之ヲ区分スレ 小学校ハ教育 ノ初級ニシテ人民 *)* \ 左 数種 一般必ス学ハスンハ 別ツヘシ然トモ均ク之ヲ小学ト アル \wedge カラサ 称

ル 七

- 2 -

学 制 の 導入 3. X

- ① 1872 (明治5) 年8月の学制により導入
- ② 全国を8大学区、256中学区、5万3760小学区に分け、区ごとに各1校設置 する計画を規定
- ③「学区」は学校設置の基本区画であるとともに、教育行政の単位にもなった

解説

後

出

典:文部省

『学制百年史』

資料編

(帝国地方行政学会、

一九七二年

士 頁

学区制は学制の中で「大中小学区ノ事」として記され、人口約600人に対して小学校を 1校、人口約13万人に対し中学校を1校置くことを目標とされた。この学区制はフランス やアメリカがモデルとされた。

参考文献:竹中暉雄『明治五年「学制」通説の再検討』(ナカニシヤ出版、2013年)

第四大区

石川県

香川県府

第五大区

第六大区

長崎県

福岡県

第五章 第八大区 計七県新潟県ヲ以テ大学本部トス

(中略)

テ其数二百五十六所トス

中学区ヲ分テ二百十小区トシ之ヲ小学区ト称ス区毎ニ小学校一所ヲ置ク一大区ニテ其 大学区ヲ分テ三十二中区トシ之ヲ中学区ト称ス区毎ニ中学校 一所ヲ置ク全国八大区ニ

数六千七百二十所全国ニテ五万三千七百六十所トス

大中小学区ノ事 第一章 第二章

第一大区 東京府 大学区ノ分別左ノ如シ 全国ノ学政ハ之ヲ文部

全国ヲ大分シテ八大区トス之ヲ大学区ト称シ毎区大学校 一省二統 一所ヲ

神奈川県 埼玉県 木更津県

山梨県 静岡県 計一 足柄県 府十三県東京府ヲ以テ大学本部トス之柄県 印旙県 新治県 茨城県

栃木県 宇都宮県

群馬県

浜松県 岐 草県 三重県 度会県

愛知県 計七県愛知県ヲ以テ大学本部トス 額田県 犬上県

第三大区

新川県 足羽県 敦賀県 筑摩県 計六県石川県ヲ以テ大学本部ト

京都府 七尾県

滋賀県 奈良県 計二府十一県大阪府ヲ以テ大学本部トスな良県 堺県 和歌山県 飾磨県 豊岡県 高知県

名東

計九県広島県ヲ以テ大学本部トス 広島県 鳥取県 島根県 北條県 岡山県 田県 石鉄県 神山県 Щ \Box 県 浜田

三潴県 佐賀県 計十一県長崎県ヲ以テ大学本部トス八代県 白川県 美々津県 都城県 鹿児島県 小倉県

柏崎県 置賜県 酒田県 若松県 長野県 相川県

第七大区

新潟県

Ш 形県 宮城県

県

4. 「東京府小学教則講習所」設立と変遷

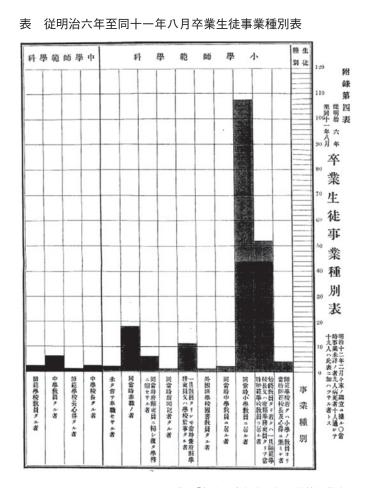
- ① 1873 (明治6) 年4月 「東京府小学教則講習所」開設
- ② 1876 (明治9) 年3月 「東京府小学師範学校」開校
- ③ 1876 (明治9) 年11月 「東京府師範学校」へ改称

解説

東京学芸大学の起源は、1873 (明治6) 年東京府が教員養成事業として東京府庁構内の旧町会所(現在の千代田区内幸町) に開設した東京府小学教則講習所に求められる。当初は現職教員に対する教則講習を中心に行う講習所であったが、その後「東京府師範学校」と改称し教員養成の機関としての師範学校へと移行した。

下の表は $1873 \sim 78$ (明治 $6 \sim 11$) 年のこれらの学校の卒業生の就職先をまとめたものである。小学師範学科の卒業生のほとんどが小学校の教員となっているが、中には新聞記者や中学校の教員になる者もいた。

参考文献: 陣内靖彦『東京·師範学校生活史研究』(東京学芸大学出版会、2005年)



出典:『創立六十年青山師範学校沿革史』

5. 寺子屋・私塾の師匠や塾生から小学校教員へ

- ① 明治初期の小学校教員は、江戸時代の私塾の教授や塾生、寺子屋の師匠などが 多数任用された
- ② 塾生、寺子屋の師匠らは、「授業生雇」や「訓導授業生」の職名で公立小学校の補助教員に任用された
- ③「授業生雇」などの職名で小学校の補助教員に任用された元寺子屋や私塾の師 匠・塾生たちは、東京府小学教則講習所で現職教員講習を受講

解説

1872 (明治5) 年の学制公布以後、全国に小学校が開設された。その後も公立小学校は増加し、教員の確保が重要な課題となった。学制では小学校教員任用の条件として師範学校や中学校の卒業を挙げているが、実際には草創期の小学校教員不足を補うために補助教員として寺子屋師匠、私塾の塾主や塾生など江戸時代の教育機関の人材を任用した。

下の資料は、1875(明治8)年、大森学校(現大田区立大森第一小学校)に「授業生雇」として任用された小鹿山璞の学習履歴である。これを見ると、

- (A) 1845 (弘化2) ~ 1850 (嘉永3) 年に加賀藩の町儒者の橘觀齋に書道を習う。
- (B) 1852 (嘉永5) ~ 1858 (安政5) 年に加賀藩士の井口嘉一郎に国学、漢学を学ぶ。 ここまでは江戸時代の学習履歴である。
- (C) その後、1868 (明治元) \sim 1871 (明治3) 年には石川の数学者村田則重の下での数学修行を経て、1875 (明治8) 年に大森学校の授業生雇として任用されている。

明治初期の学校現場では、江戸時代の寺子屋や私塾で学んだ者たちが教壇に立ったのである。

参考文献:『東京教育史資料大系』第二卷(東京都立教育研究所、1971年)

弘和化 業生雇拜命 従洋算修業明治八年二月十二日大森学校授 齌 那学爲修業石川 嘉B 大森学校 明治八年 教員履歴 出典 治 永五年二 從習字修業 元年ヨリ :『東京教育史資料体系』 年 (東京都教育研究所、 ・ヨリ 月 (現大田区立大森第一小学校) - 嘉永三 同 日 石川縣貫属 リ安政 縣貫屬士族井口嘉 八年二月 迄 年迄同縣管下平 同 五年迄七ケ年國 .縣士族村 士族 第二巻 九七一年) 三十五年二ヶ 小 田 鹿 九七九頁 郎 ·民橘 則 重へ Ш 支 月 璞 0

予備教員養成法

- ① 1877 (明治10) 年3月に小学校教員の需要増加に伴い制定
- ② 東京府に特徴的な教員養成制度

小学校教員の需要増加に伴い、質の良い教員を積極的に採用するために

- (A) 他官公立師範学校卒業者
- (B) 他府県教員を1年以上務めた者

の中の東京府教員志望者を、東京府師範学校に入学させ、(A)を第一等予備教員、(B)を第二 等予備教員として授業法の講習や附属小学校での実習等を課して、実際の採用の適否を判 定した。

第二條

第

等豫備教員ハーヶ月金八圓第二等豫備教負

ハ

一ヶ月金四圓

|ヲ給與

参考文献: 陣内靖彦『東京·師範学校生活史研究』(東京学芸大学出版会、2005年)

略

後

第三條

本廳定ムル所

ノ教則及授業法ニヨリ東京府師範學校附屬小學ニ

臨

但給與ノ法

ハ教員月俸

規則

據

ル

メ實地ニ授業セシムヘシ

%

『東京府史料』学校四より

出典:『創立六十年青山師範学校沿革史』(第一 九八四年)

四〇頁

文部省直 自轄師 範学校卒業者之者及府縣師 範学校ニ於テ習業期 限 年半 或

年間

ア学科

小学

其授業ノ注意及巧拙等ヲ監別ス其方法左 ブ如

豫備教員之ヲ二等ニ分ツテ文部省直 . 轄師範学校及府縣師 範学校

二於

テ

府県師範学校卒業ノ者並ニ教員

第二等豫備教員トス 卒業セシ者ハ第一 等豫備教員トシーヶ年以上小学教員ニ従事セシ者 ニ従事セシ者ハ試験ノ上採用スヘシ

則ヲ取調へ可伺出此旨相達候事

但当省明治十二年十二月第三号達ノ旨趣ニ拠リ学力ヲ証明シタル者

ハ其学力左

ノ第

ノ学力ト等シキ以上ノ分ニ限リ更ニ検定ヲ要セス該条合格ノ免許状ヲ授与シ苦シカラス

教育令第三十八条但書ノ旨趣ニ基キ小学校教員免許状授与方ノ儀

ハ別紙心得ニ拠リ且

ツ規

候事

格

7. 小学校教員免許状授与方心得

- ① 1881 (明治14) 年1月31日、免許状授与制度の基盤整備のための通達
- ② 官立公立師範学校の卒業証書を持たずに小学校教員になろうとする場合、相応 の学力検定により教員免許状を付与することに

第六条

小学校教員免許状授与ノ手続等ハ府知事県令ノ意見ヲ以テ適宜取調フヘシ

出典:『文部省布達全書』(文部省、一八八五年)

六五

検定スルト否トハ地方ノ便宜タルヘシ

教員ニ非スシテ授業生若クハ助手等ノ名ヲ以テ教員ニ属シ授業ヲ助クル者ノ学力ヲ

第五条

この心得は1879 (明治12) 年の教育令に基づき定められた、地方に主体性をおく教員検定 制度に、国家的基準を示したものである。

> 第四条 第二条 第一 シテー 但本文免許状ヲ有スル者ト雖モ教員ト称スヘカラサルハ勿論タル セテ合格教員ニ代用スルヲ許可スルコトアル 前条ニ合格ノ小学校教員ヲ得難キ地方ニ於テハ一科若クハ教科ヲ教授シ得ル者ヲ合 小学校教則ニ変更ヲ生シタルカ為ト教員免許状モ亦変更セサルヲ得スト認 小学校教員免許状 中等小学科教員免許状ヲ有スル者ハ亦初等小学科教員タルヲ得ヘキハ勿論タルヘシ 但高等小学科教員免許状ヲ有スル者ハ亦中等若クハ初等ノ小学科教員タルヲ得ヘク 小学科教員免許状ヲ授与スルモノトス 官立公立 ニ於テハ前条年限内ト雖モ更ニ其要スル所ノ学力ヲ検定シ免許状ヲ補正スヘシ 中等若クハ高等ノ小学科ヲ教授シ得ルニ足ルノ学力アルヲ検定シタル 科若クハ数科 師範学校ノ卒業証 ノ効ヲ有スヘキ年限 ノ教授免許状ヲ授与スヘシ 書ヲ有セスシテ小学校教員タラントスル ハ五箇年ヲ過クヘカラス ヘシ此場合ニ於テハ各自ノ学力ヲ検定 者ニ ノ後該等 初等若ク Δ ル

場

府県立師範学校通則 8.

- ① 1883 (明治16) 年7月6日、師範学校の精神や、教員にふさわしい人物像提示 のための通達
- ② 生徒の寄宿費について、学校からの官費支給に加えて府知事、県令の意見に よって貸付、自弁も可能に

解説

学校等設置廃止規則ニ拠ルヘキモノトス

出典:太政官文書局『官報』第五号

(一八八三年七月六日

国立国会図書館デジタルコレクションより

この通則では、「府県立師範学校」は「忠孝彝倫ノ道」を基本に、管内の小学校教員を養 成する所とし、管内の学齢人員に対する入学生徒の割合を1.000人ないし1.500人につき教員 1人とし、教員中に少なくとも3人は中学師範学科または大学の卒業証書を有する者を任 用すべきと定めた。

また、生徒実地練習用の付属小学校の設置を定め、管内小学校の模範となるようにした。

第二條 府県立師範学校ノ教則ハ文部省明治十四年八第二條 府県立師範学校ノ教則ハ文部省明治十四年八二拠ルヘキモノトス第 四條 府県立師範学校ハ管内学齢人員千人乃至千五第 四條 府県立師範学校ハ学校長教諭助教諭訓導及書第 五條 府県立師範学校ハ学校長教諭助教諭訓導及書第 九條 府県立師範学校ハと徒ヲ教授スルニ足ルヘキモノトス第 九條 府県立師範学校ハ生徒ヲ教授スルニ足ルヘキモノトス と	学校ノ経費トシテ供
九 八 七 六 五四 三 二 · 條 條 條 條 條 條 條	total t al
八 七 六 五四 三 二 · 條 條 條 條 條 條	
七 六 五四 三 二 · 條 條 條 條 條 條	及寄宿舎、食堂、職員ノ詰所ヲ設クヘキモノトス府県立師範学校ハ生徒ヲ教授スルニ足ルヘキ教場、
六 五 四 三 二 条 條 條 條 條	
四 三 二 - :條 條 條 f	
三 二 條條條條	
二 - 條 /	
ĺ	

朕師範学校令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

師 学 校 令 9. 範

- ① 1886 (明治19) 年4月10日に出された勅令
- ② 小学校・中学校・帝国大学とは別に、教員養成のため師範学校制度を確立
- ③ 師範学校を高等・尋常の二つに分け、文部大臣が管理する高等師範学校は東京 に一か所設置、地方税で経費を支弁する尋常師範学校は各府県に一か所設置
- ④ 卒業後の服務義務を負わせ、在学中の学資を支給

解説

第十一

二条

師範学校ノ学科及其程度並教科書ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依

出典:内閣官報局

『官報』

第八二九号

(一八八六年四月

白

国立国会図書館デジタルコレクションより

1886 (明治19) 年に師範学校令が公布され、日本の師範教育制度は第一歩を踏みだした。 それ以前にも師範教育はあったが、全国的に整備されたものではなかった。この師範教育 制度の改革に尽力したのは文部大臣森有礼であった。森は文相就任以前、1885 (明治18)年 8月東京師範学校の監督に就任し、師範教育に関わっていたが、国民教育の根本は師範教 育にあると考え、師範教育の理念を制度の整備によっても実現しようと努めた。

> 第十 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 勅令第十三号 中略 十 九 七 六 兀 \equiv 八 Ŧī. 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 高等師範学校ノ卒業生ハ尋常師範学校長及教員ニ任スヘキモノトス但 師範学校長及教員ノ任期ハ五箇年トス満期ノ後猶ホ継続スルコトアルヘシ 師範学校ヲ分チテ高等尋常ノ二等トス高等師範学校ハ文部大臣ノ管理ニ属ス 師範学校ハ教員トナルヘキモノヲ養成スル所トス リ各種ノ学校長及教員ニ任スルコトヲ得 尋常師範学校ノ卒業生ハ公立小学校長及教員ニ任スヘキモノトス但時宜 師範学校生徒ノ学資ハ其学校ヨリ之ヲ支給スヘシ 師範学校生徒ノ募集及卒業後ノ服務ニ関スル規則ハ文部大臣ノ定ムル 尋常師範学校長ハ其府県ノ学務課長ヲ兼ヌルコトヲ得 臣ノ認可ヲ受クヘシ 尋常師範学校、 高等師範学校ノ経費ハ国庫ヨリ尋常師範学校ノ経費ハ地方税ヨリ支弁スヘシ 高等師範学校ハ東京ニー箇所尋常師範学校ハ府県ニ各一 但生徒ヲシテ順良信愛威重ノ気質ヲ備 師範学校令 依リ各種 ノ学校長及教員ニ任 ノ経費ニ要スル地方税 スルコトヲ得 ノ額ハ府知事県令其予算ヲ調整シ文部大 ヘシムルコトニ注目スヘキモノトス 箇所ヲ設置スヘシ

が所に依

時 宜

二依

10. 師 範 育 教 令

- ① 1897 (明治30) 年10月9日に出された勅令
- ② 高等師範学校、女子高等師範学校、師範学校による、中等学校と初等学校の教 員養成体制が確立
- ③ 高等師範学校および女子高等師範学校は東京に各一校を設置、師範学校は北海 道および各府県に各一校もしくは数校を設置と改めた

解説

第十一条

セラレタルモノト看做ス

明治十九年勅令第十三号師範学校令ハ本令施行ノ日ヨリ廃止ス

他ノ法令中尋常師範学校トアルハ本令施行ノ日ヨリ当然師範学校ト改正

1897 (明治30) 年、「師範学校令」を廃して「師範教育令」を公布し、高等師範学校および 女子高等師範学校は東京に各一校を設置し、師範学校は道府県に各一校もしくは数校を設 置することに改めた。また私費生も認めることになった。

師範教育令の公布は正教員の需要に応えることを目的として、師範学校は急速に拡充さ れた。

参考文献:文部省『学制百年史』(記述編)(帝国地方行政学会、1972年)

附則 朕師範教育令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム 第 第 第 第 第 第 第 師範教育令 第 第 三 九 八 七 六 五 四 条 条条 条 条 条 条 条 条 本令ハ明治三十一年四月一日ヨリ施行ス ル所ニ依リ其ノ学校ヨリ支給スヘシ前項ノ外文部大臣ノ定ムル所ニ依高等師範学校女子高等師範学校及師範学校生徒ノ学資ハ文部大臣ノ定 高等師範学校及女子高等師範学校ハ文部大臣ノ管理ニ属シ師範学校 高等師範学校及女子高等師範学校ハ東京ニ各一 ル所トス 高等師範学校 師範学校二予備科小学校教員講習科及幼稚園保姆講習科ヲ置クコトヲ得 高等師範学校女子高等師範学校及師範学校ノ学科及其ノ程度並教科書 関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム 高等師範学校女子高等師範学校及師範学校生徒ノ募集及卒業後ノ服務 師範学校ノ設備ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム 師範学校ノ経費北海道及沖縄県ヲ除クハ府県税又ハ地方税ノ負担トス 務ムヘシ 前三項ニ記 ルヘキ者ヲ養成スル所トス師範学校ハ小学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成 成スル所トス女子高等師範学校ハ師範学校女子部及高等女学校ノ教員タ 文部大臣之ヲ定ム 私費生ヲ置クコトヲ得 方長官ノ管理ニ属ス 海道及各府県ニ各一校若ハ数校ヲ設置ス 載シタル学校ニ於テハ順良信愛威重ノ徳性ヲ涵養スルコトヲ ハ師範学校尋常中学校及高等女学校ノ教員タルヘキ者ヲ養

校ヲ設置シ師範学校

北

地

出典:内閣官報局 『官報』第四二八三号 国立国会図書館デジタルコレクショ (明治三〇年一〇月九日) ② 東京府女子師範学校は小石川区竹早町に設置、東京府立第二女子高等女学校 (現・都立竹早高等学校)が併設

解説

東京府女子師範学校はこの地にあった東京府師範学校が青山北町に移転した後に、校舎等の学校施設や附属小学校等を受け継いで創設された。東京府では二校目の師範学校で、独立した公立女子師範学校としては、大阪府、新潟県とともに最も早い設立であった。 生徒のほとんどが学資を給付される公費生で、一部私費生も在籍した。

(2) (1) 資料 文部省告示第四十八号 文部省告示第四十七号 東京府第二高等女学校ヲ東京府女子師範学校ニ併設 ス 先ニ認可シタル東京府東京市赤阪区青山 ト称シ同府同市小石川区竹早町 明治三十三年二月二十七日 ?治三十三年二月二十七日 出典:内閣官報局 ここ設置 北町ニ設置 ノ 師 『官報』第四九九四号 節範学校 国立国会図書館デジタルコレクションより ノ件認可セリ ハ東京府女子師範学校ト称 師範学校ハ東京府師範学 文部大臣 文部大臣 (明治三三年二月 伯爵樺 伯 爵樺 山 山 一七日 資紀 資紀

臨時教員養成所設置 12.

- ① 1902 (明治35) 年3月28日の勅令に基づき設置
- ② 初等教育の就学率の上昇に伴い、中等教育機関が増設、急増する中等教育機関 の教員養成のために、東京帝国大学等に設置された教員養成機関

解説

初等教育の就学率の上昇に伴い中等教育機関が増設され、中等教育機関の教員養成は高 等師範や女子高等師範だけでは足りず、東京帝国大学(東京大学の前身)、第一高等学校 (東京大学教養学部の前身)、第二高等学校(東北大学の前身)、第三高等学校(京都大学の 前身)及び東京外国語学校(東京外国語大学の前身)、さらに明治39年に女子高等師範学校 (お茶の水女子大学の前身) に、それぞれ臨時教員養成所が設置され、国語漢文、博物、物 理化学、数学、英語、家事科などの担当教員を養成した。

第

兀

条

臨

時

·教員養成所二教授及書記

19 置

ク教授ハ奏任トシテ各所ヲ通

任

九

人ヲ以テ定員トス生

徒

教授ヲ掌ル

書記

判任

1

・シ各所

ヲ

通

参考文献: 陣内靖彦『東京·師範学校生活史研究』(東京学芸大学出版会、2005年)

第三条

臨

時

教

員

養成

新

(当該帝)

国大学総長及直轄諸学校長ヲシテ之ヲ管

セ

第二条

臨

時

教

員養成所

ハ文部大臣

ノ指定スル

帝国大学及直轄諸学校内ニ之

ヲ

置

第 Ħ. 条 臨 時 教

員

養

成

所

ノ名称

ハ文部大臣之ヲ定ム

専

任

五

|人ヲ以テ定員トス上官

ノ命ヲ承ケ庶務

従事ス臨時教員

養成

所

管理

者ハ

講師ヲ嘱託シ授業ヲ担任セシム

ル コ

附則

本令 ハ明治三十 五年 应 月 H ヨリ之ヲ施行ス

出典:文部省『学制百年史』

資料編

(帝国地方行政学会、

一九七二年)一八〇頁

臨時教員

朕

臨 時 教員養成所官制

第

臨 時 教員養成所 トス 師 範学校中学校及高等女学校

成 ベスル 所 ノ教員タルヘキ者ヲ 養成所官制ヲ裁可シ並ニ之ヲ公布セシム

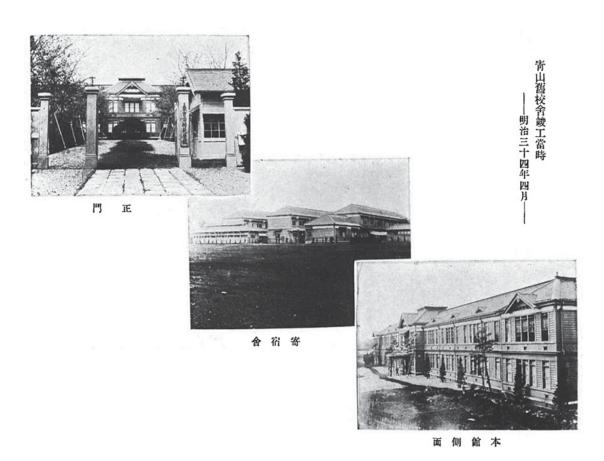
13. 師範学校規程の制定と青山師範学校

- ① 1907 (明治40) 年の師範学校規程の制定により、東京府師範学校は青山師範学校へと校名が変更となり、本科において、一部(高等小学校卒)、二部(中学校卒)として募集
- ② 新規程により、青山師範学校でも、第一種講習科(尋常小学校本科正教員の養成)と第二種講習科(小学校教員免許を有する者への講習)が設置
- ③ 1918 (大正7) 年、商業補習学校が設置

解説

1907 (明治40) 年に、師範学校規程の制定に伴い、東京府師範学校は青山師範学校へと名称を変更した。この改定は、尋常小学校の義務教育年限が延長されたことに関連し、1908 (明治41) 年の豊島師範学校設置の契機になる。変更点として、本科では、中学校を卒業した生徒を二部生として募集した。二部生が履修する課程は、1年間で小学校教員の養成をめざすが、寄宿舎がなく、境遇も異なるために、高等小学校卒業程度の一部生と対立することもあったという。第一種講習科の人気は振るわず、募集状況は厳しかった。

参考文献:東京府青山師範学校『創立六十年青山師範学校沿革史』(加藤文明社、1936年)



開設当時の正門・校舎・寄宿舎

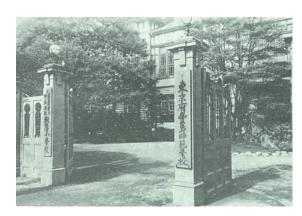
出典:東京府青山師範学校『創立六十年青山師範学校沿革史』(1936年)より

14. 豊島師範学校の開校

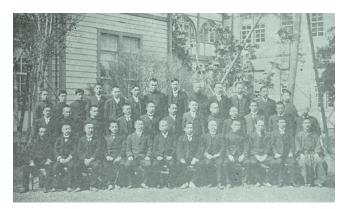
- ① 1908 (明治41) 年、東京府は東京府豊島師範学校の設置を告示し、翌1909 (明治42) 年に開校
- ② 1910 (明治43) 年、東京府豊島師範学校に農業科を設置、農業実習地、寄宿舎が設置された
- ③ 1911 (明治44) 年、東京府豊島師範学校に附属小学校(尋常科、高等科合計九学級、児童数273名) が開設

解説

1908 (明治41) 年に、東京府は東京府豊島師範学校を北豊島郡巣鴨村大字池袋(豊島区)に設置した。東京府にはすでに、東京府師範学校と東京府女子師範学校があったが、人口の都市集中と義務教育年限延長による就学児童の急増に教員供給数の増加が急務となり、東京府豊島師範学校の創設となった。従来の東京府師範学校は、青山師範学校と改称される。師範学校規程に伴い、豊島師範学校にも、本科に第一部(高等小学校卒業者を対象)と第二部(中等学校卒業者)の課程が設置された。



開校当時の正門と校舎



開校当時の職員の様子 出典: 撫子会記念事業実行委員会『撫子八十年』(1988年) より

15. 臨時教員養成所の再設置

- ① 1922 (大正11) 年、臨時教員養成所が再設置され、不足していた中学校や高等 女学校の教師養成を担当
- ② 修業年限は2ヵ年で、多くは学費を徴収しない
- ③ 臨時教員養成所の倍率は高く、難関に

解説

大正期後半になると、中学校や高等女学校が全国的に新設され、受験競争の激化と中等学校の教員不足が社会的な問題になった。これに対応して、1922(大正11)年4月に臨時教員養成所規程が改正され、この年に4校の臨時教員養成所が開校された。その後、1929(昭和4)年までに、計16校の臨時教員養成所が設置され、卒業生は、中学校や高等女学校の教師になった。教員養成所の修業年限は2ヵ年であり、学費を徴収しないところが多かった。このため、養成所入学の倍率は高かった。

参考文献:東京都教育研究所『東京都教育史通史編三』(1996年)

表 大正期に設置された臨時教員養成所

名 称	設置した学校	開始期日
第一臨時教員養成所	東京高等師範学校	1922(大正11)年
第二臨時教員養成所	広島高等師範学校	1922(大正11)年
第三臨時教員養成所	奈良女子高等師範学校	1922(大正11)年
第四臨時教員養成所	東京音楽学校	1922(大正11)年
第五臨時教員養成所	大阪外国語学校	1923(大正12)年
第六臨時教員養成所	東京女子高等師範学校	1918(大正7)年
第七臨時教員養成所	京都帝国大学	1923(大正12)年
第八臨時教員養成所	九州帝国大学	1923(大正12)年
第九臨時教員養成所	東北帝国大学	1923(大正12)年
第十臨時教員養成所	第四高等学校	1923(大正12)年
第十一臨時教員養成所	浜松高等工業学校	1923(大正12)年
第十二臨時教員養成所	東京外国語学校	1926(大正15)年
第十三臨時教員養成所	第五高等学校	1926 (大正15) 年

出典:東京都立教育研究所『東京都教育史通史編三』、pp.333-338(1996年)より作成

16. 師範学校規程の改定と青山師範学校

- ① 1931 (昭和6) 年の規程改定により、本科第二部の修業年限が2年に延長
- ② 青山師範学校では、学生の健康や知能等を図る調査部、郷土研究部、精神文化 研究室などを設置

解説

1930年代、軍国主義的な傾向が強まると、1935 (昭和10) 年に青山師範学校では日本国 民の精神文化を研究する精神文化研究室が設置された。1936(昭和11)年4月には、30年 間存続した赤坂区青山5丁目から、世田谷区下馬の鉄筋コンクリートの新校舎に移転した。 1931 (昭和6) 年の師範学校規程改定の影響を受けて、中学校卒業者を対象とする第二部 の入学生が増えたため、大泉師範学校が新設される。

青山師範学校の新校舎・寄宿舎・附属小





出典:東京府青山師範学校『創立六十年青山師範学校沿革史』(1936年) より

17. 青山師範学校の敷地の沿革

- ① 青山師範学校は前身校も含めて移転を繰り返している
- ② 世田谷区の土地は現在附属高校に

解説

青山師範学校は前身校も含めて移転を繰り返している。青山師範の前身である東京府小学教則講習所は1873年に東京府庁構内(内幸町)に置かれた。東京府庁は1867(慶応4)年8月に元・大和郡山藩柳沢家の上屋敷の地に正式に開庁した。その後、東京府尋常師範学校は1889年8月に内幸町から小石川区竹早町に移転、さらに1900年4月東京府師範学校は竹早から赤坂区青山北町に移転した。青山校舎の敷地は元・安芸広島藩松平(浅野)家内証分屋敷の跡地などであった。青山師範は1936年4月に青山から世田谷区下馬に移転した。現在も青山師範の下馬校舎が東京学芸大学附属高等学校の校舎として利用されている。







(3)

青山北町時代の校舎跡・附近の様子(2016年10月撮影)

①左上:善光寺山門

【善光寺は1900年に青山師範学校が移転してきた 当時からあった隣接地の寺院】

②左下: 「青山師範学校の跡」記念碑

【1972年建立。現在青山児童館そばにある】

③ 右 :都営青山北町アパート内の様子

【青山師範が移転後、建物は米軍の空襲で焼失し、

その後に都営アパートが建てられた】

©2016年10月 小正展也撮影

18. 大泉師範学校の開校と師範学校の「官立」化

- ① 東京府大泉師範学校が開校
- ② 1938 (昭和13) 年4月大泉師範はわが国初の本科第二部のみで設置
- ③ 1943 (昭和18) 年の師範学校令の改正により師範学校は「府県立」から「官立」 となり、東京府の師範学校も「官立」に移管

解説

東京府大泉師範学校が東京市板橋区東大泉(当時)の地(練馬区)に開校した。1938 (昭和13)年4月当初、本科第二部のみで設置された。

1943 (昭和18) 年 3 月、師範学校令の改正によって、師範学校は「府県立」から「官立」に移行し、改正師範教育令の施行に伴い、同年 4 月 1 日付けで東京府の師範学校も「官立」となった。東京府青山師範学校は官立東京第一師範学校男子部に、東京府女子師範学校は官立東京第一師範学校女子部に、東京府豊島師範学校は官立東京第二師範学校に、東京府大泉師範学校は官立東京第三師範学校に、それぞれ移行した。



「大泉師範学校の正門(昭和13年)」

出典:『創立60周年記念誌』〈東京府大泉師範学校同窓会・東京第三師範学校同窓会・ 東京学芸大学東京第三師範学校同窓会、1999年〉より転載

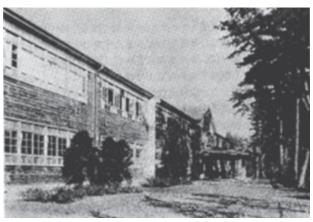
19. 東京青年師範学校の開校

- ① 1920 (大正9) 年、東京府青梅町 (青梅市) に東京府立農業教員養成所 (東京 府立農林学校附設) 設立
- ② 東京府立農業教員養成所はその後、東京府立農業補習学校教員養成所(1921年)、東京府立青年学校教員養成所(1935年)へと発展
- ③ 1944年の師範学校令の改正により、同年、官立東京青年師範学校となった

解説

1920 (大正9)年、東京府青梅町に東京府立農業教員養成所(東京府立農林学校の附設)が設立された。東京府立農業教員養成所はその後、東京府立農業補習学校教員養成所(1921年)、東京府立青年学校教員養成所(1935年)へと発展した。1937年、東京府立青年学校教員養成所(1935年)は東京市目黒区駒場町の農業教育専門学校の附設となり移転し、のち1939年に東京府立青年学校教員養成所は赤坂区青山北町の旧青山師範学校校舎跡に再移転した。当時、赤坂区青山北町の旧青山師範学校校舎跡には府立第十二中学校などが併設されており、寄り合い所帯であった。そのため1940年に東京府立青年学校教員養成所は調布町に建てた新校舎に移転し、1943年の都制施行に伴い東京府立青年学校教員養成所と改称し、1944年の師範学校令の改正により同年に官立東京青年師範学校となった。





左:東京府立農業補習学校教員養成所(青梅)正門(大正12年)

右:東京青年師範学校(調布)校舎

出典:いずれも『東京学芸大学二十年史』より転載

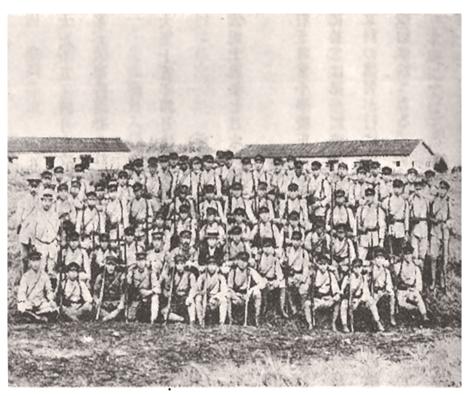
20. 師範学校生活と軍国主義化

- ① 1925 (大正14) 年以後、東京府の師範学校において、現役将校配属と軍事講習 を実施
- ② 学校行事の実施と、学校経営・生徒指導が組織化
- ③ 学寮・寄宿舎の改革の実施

解説

1925 (大正14) 年4月、「陸軍現役将校学校配属令」が公布され、中学校・師範学校などの男子生徒の教練担当者として、陸軍の現役将校が配置された。青山師範学校でも、上級学年対象の軍事講習が行われた。同師範学校『校報』の行事予定表によると、第一部5年生と第二部生は夏期休暇中の2週間、第一部4年生は冬期休暇中の一週間訓練が実施された。またこの時期青山師範学校では、朝礼、孔子祭、松陰神社参拝、靖国神社参拝などの学校行事が開始された。一方、豊島師範学校では、寮生活における人格形成を重視し、通学生をなくして、生徒全員を寮生とする学寮改革が実施された。これらの改革は、「新教育」的側面もあったが、一方で、軍国主義化の流れを汲むものでもあった。

参考文献:東京都教育研究所『東京都教育史(通史編三)』(1996年)



時 當 智 溝 事 軍 回 一 第

1925 (大正14) 年 第一回軍事講習の実施

出典:『創立六十年青山師範学校沿革史』1936年より

21. 戦時下における師範学校での生活

- ① 戦時下、東京第一師範学校の授業は「研究」という名目の自習時間、学校行事、勤労動員に変更
- ② 1938 (昭和13) 年、文部省通達「中等学校ノ集団的勤労作業運動ノ実施ニ関スル要項」を機に、東京府の師範学校でも、勤労動員が開始
- ③ 1940 (昭和15) 年、校友会・学級自治会・国防研究会などを一元的に総括する 「青山師範学校学徒隊」が発足した

解説

東京第一師範学校では、各授業が「師範学校規程」通りに行われていたが、実際は各授業が「研究」という名目の自習時間、学校行事、勤労動員に代えられていた。国家・天皇への忠誠心を強化するための諸行事・訓練が戦時下の師範学校生活の重要な部分を占めるようになった。1938(昭和13)年、文部省通達「中等学校ノ集団的勤労作業運動ノ実施ニ関スル要項」を機に、東京府の師範学校でも、勤労動員が開始された。青山師範学校では、夏季休暇を利用して、学校付近の市道路の補修整備に奉仕した。また、1940(昭和15)年、校友会・学級自治会・国防研究会などを一元的に総括する「青山師範学校学徒隊」が発足し、夏季休暇を利用して勤労奉仕を実施し、陸軍兵器補給に従事した。

参考文献:東京都立教育研究所『東京都教育史通史編四』(1997年)



墨奉合校新影真御

1936 (昭和11) 年の新校舎設立

出典:『創立六十年青山師範学校沿革史』1936年より

22. GHQによる教育改革

- ① 第二次世界大戦敗戦後、1945(昭和20)年9月にアメリカが東京に設置した GHQ (General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers) が民主的改 革を実施
- ② 1946年3月教育使節団が来日、日本の教育者によって構成された委員会の協力のもとに活動
- ③ 同年4月、米国教育使節団は教員養成について、従来の教育を批判し新たに四年制課程の大学での教員養成を行うことを勧告した

解説

第1回教育刷新委員会総会において、吉田茂内閣総理大臣代理の幣原喜重郎国務大臣は、 敗戦の原因はせんじ詰めれば教育の誤りにあるとし、教育の刷新の重要性を示した。GHQ は軍人等を教職から追放し、軍国主義の温床とされた神道教育、修身、国史、地理を停止 し、関連教科書を回収するとともに、アメリカから教育専門家を招き、日本の教育の民主 化に向けて種々の提言を行った。教育刷新委員会の委員は米国使節団に協力した日本側委 員会の委員が中心で、後に東京学芸大学初代学長となる木下一雄もその一員であった。

資料

- ○**教育及ビ教育関係官ノ調査、除外、認可ニ関スル件**(昭和二十年十月三十日連合国 軍最高司令部ヨリ終戦連絡中央事務局経由日本帝国政府ニ対スル覚書)(抄)
- 一 日本ノ教育機構中ヨリ日本民族ノ敗北、戦争犯罪、苦痛、窮乏、現在ノ悲惨ナル 状態ヲ招来セシムルニ至リタル軍国主義的、極端ナル国家主義的諸影響ヲ払拭スル 為ニ、而シテマタ軍事的経験或ハ軍ト密接ナル関係アル教員並ニ教育関係者ヲ雇傭 スルコトニ依テ右思想ノ影響継続ノ可能性ヲ防止スル為ニ茲ニ左記ノ指令ヲ発ス (略)
- 二 日本ノ教育機構ノ中ノ一定ノ職ニ現ニ就イテヰル者或ハ将来就カントスル者ノ内 如何ナル者ガ目本ノ教育機構中ノ如何ナル職ヨリモ解職セラレ阻止セラレマタ禁ゼ ラルベキカヲ決定スル為ニ玆ニ左記ノ指令ヲ発スル

(略)

- 三 本指令ノ条文ノ適用ヲ受ケル日本政府ノアラユル官吏属僚及ビ官公私立ノ教育関係官ハ本指令ニ明カニサレタル方針ヲ完全忠実ニ守ル個人的責任ヲ有スル
- ○**米国教育使節団第一次報告書**(昭和二十一年三月三十一日)(抄)

大学およびその他の高等教育機関は、教師や教育関係官吏がさらに進んだ研究をなしうるような施設を拡充すべきである。それらの学校では、研究の助成と教育指導の実を挙げるべきである。

出典:『学制百年史』資料編より

23. 東京学芸大学の発足

- ① 1946年の教員養成諸学校官制ののち、1948年6月に文部省が定めた国立大学設置原則により、教員養成を大学が担当
- ② 1949 (昭和24) 年の教育職員免許法により、一般の大学・学部においても教員 の資格を取得できる開放制度を実施

解説

教員養成所学校官制により、旧師範学校は教員養成の学校とされたが、2年後の国立大学設置11原則に基づき、各都道府県に置かれる国立大学には学芸学部または教育学部を置き、単科の場合は学芸大学と称する方針が示された。当初は東京第一師範学校のみが東京学芸大学になる予定であったが、文部省の方針により第二、第三師範も統合して学芸大学に、のちに青年師範学校も加わり、4師範が統合されて現在の東京学芸大学が発足した。

1947年11月の教育刷新委員会の建議では、教員養成は国公私立いずれの大学でもできることとされた。さらに教育職員免許法によって、所定の過程を経れば誰もが教員になれる開放制度となった。

資料

- ○教育刷新委員会第六回建議事項(1947年11月6日建議)(抄)
- 一 教員養成に関すること(その一)
- 一 小学校、中学校の教員は、主として次の者から採用する。
 - 1 教育者の育成を主とする学芸大学を修了又は卒業したる者(以下略)
- ○教育職員免許法(1949年4月の政府原案・抄)
- (三) 普通免許状は、原則として大学において教職専門科目に かかるものを含む所定の単位を修得することを授与の要件と すること



1961年頃の正門 (大学史資料室HPより)

- ○**教員養成諸学校官制**(1946年4月1日勅令第二百八号)(抄。『官報』第5762号、1946年4月1日。 国立国会図書館デジタルコレクション参照)
- 第一条 教員養成諸学校ハ左ノ如シ(一部のみ)

東京青年師範学校 東京第一師範学校 東京第二師範学校 東京第三師範学校

- ○国立大学設置十一原則(1948年6月)(抄)
- (三) 各都道府県には必ず教養および教職に関する学部もしくは部を置く。
- ○岩下富蔵「東京学芸大学発足の経緯」(抄。『東京学芸大学五十年史』資料編(1999年)pp.2-13) わが東京第一師範学校も、当初は、男子部女子部を一体として、單独に、東京学芸大学を創設す る意図をもって、準備を進めて來た。(中略)ところが文部省は、昭和23年5月19日、東京都内の3 師範学校長を招いて、3師範統合という方針を明らかにし、3師範学校長も又、そのやむを得ない 事情を了承して、この方針を受諾し、急轉直下、3師範を統合して東京学芸大学を設立するという 線が、決定を見るに至った。 (出典なきものは『学制百年史』および同資料編より)

24. 小金井キャンパスの敷地の沿革

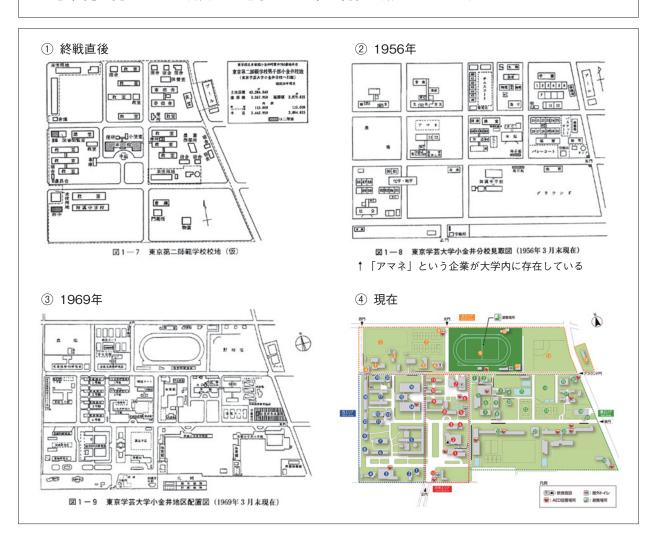
- ① 戦前から戦中にかけては陸軍技術研究所の敷地
- ② 当初は現在よりも東寄りに位置
- ③ 次第に西側に範囲を広げ、1958年現在の範囲に

解説

1945 (昭和20) 年4月13日の空襲による火災で、池袋にあった東京第二師範学校が焼失、小金井に移転し、小金井キャンパスの原型となった。もともと東京学芸大学小金井キャンパスの地は、終戦までは陸軍技術研究所であった。戦後、研究所の敷地は接収され、大蔵省関東財務局が管理した。

当時は現在よりも東寄りに位置し、現在の「ローソン東京学芸大学前店」の場所には プールがあった。京王バスのバス停「プール前」がその名残である。

現在の敷地の西半分は、終戦後に農家や工場等が入り込んでいた。大学を西に拡張するにあたってはこれらの人々の反対運動もあったが、大学側が補償や移転先の提供、さらには大学職員としての採用などの対応をとったことで次第に沈静化した。その後企業や工場も移転先が見つかると順次立ち退き、1958年に現在の用地となった。



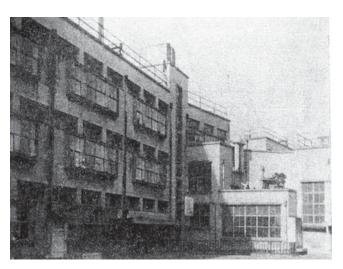
25. 東京学芸大学キャンパス統合

- ① 東京学芸大学設立当初は、世田谷・竹早・小金井・追分・大泉・調布にキャンパスが点在
- ② 全ての統合完了は1964 (昭和39) 年3月

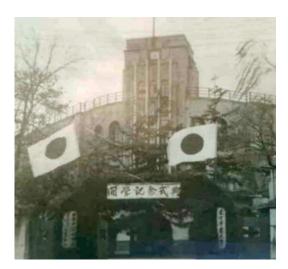
解説

1949 (昭和24) 年5月31日、国立学校設置法により、東京学芸大学が設置され、東京第一、第二、第三、青年各師範学校はこれに包括された。東京第一師範学校男子部・女子部、東京第三師範学校は、大学設置と共に、学校所在地の地名を冠して、世田谷、竹早、小金井、追分、大泉の各分校となり、青年師範学校は調布分教場とよばれた。従来の旧制師範学校は、今後2年間、昭和26年3月までに、新制の大学に包括、併設されることになった。なお、調布分教場は昭和26年3月に閉じられ、追分分校は昭和28年3月廃止され、次いで竹早分校と大泉分校も昭和30年3月に小金井分校に統合され、昭和39年3月世田谷分校の小金井への統合完了によって、キャンパスが統合され、分校が並立した時代は終了した。

設置時に乱立していた大学のキャンパスが統合された背景には、当時の文部省の意向があったとされる。本学では大学設立当初よりキャンパスの一本化を目標としていたが、大学を1本にまとめる際に、世田谷は規模が小さかったため小金井に統合したといわれる。



分校並立期の追分分校校舎



開学記念式典時の東京学芸大学

26. 学芸大学と学生生活

- ① 東京学芸大学の学生運動
- ② 東京学芸大学のサークル活動

解説

創立時の学生生活は、兵舎を改造した木造校舎での授業、十分でない図書や食料などの 状況が知られる。現在の自主ゼミの伝統も創立当初から育まれていたようである。

1951 (昭和26) 年頃から自治会結成の準備が始められ、同年第一回総会(学生会議)が開会された。学生会議議会では、全国教育系大学格下げ反対、東京学芸大学祭を開催、明るく平和で自由な学園などのスローガンが決議された。また、全国教育系大学協議会(全学協)と全学連の連携による学生運動も進められ、60年安保闘争の時期にはストライキも計画された。

サークル活動は、1990(平成 2)年、スポーツ系サークルが約70、文科系サークルが55 あり、はやくから多様な活動がみられた。スポーツ系が多いのは、将来学校教員になるためにスポーツ活動が有効とされたことによる。現在は、スポーツ系サークルが76、文化系サークルが69存在する。

「東京学芸大学の各学生寮・宿舎 (2017年度現在)」 (東京学芸大学HP)



小平寮(女子寮)



大泉寮 (男子寮)



東久留米国際学生宿舎



東恋ヶ窪国際交流ハウス

27. 東京学芸大学附属図書館

- ① 1949 (昭和24) 年5月、東京学芸大学の設置とともに、附属図書館も設置
- ② 1964 (昭和39) 年のキャンパス統合に伴い、現在の小金井キャンパスに図書館も統合

解説

1949 (昭和24) 年 5 月、東京学芸大学の設置と同時に、附属図書館も設置された。小金井地区に図書館が新築されたのは1961 (昭和36) 年である。以降、キャンパス統合などに伴い、図書館が統合されたのは1964 (昭和39) 年であった。1974 (昭和49) 年には、大規模工事が行われ、それまでの規模の 2 倍以上の図書館が新築された。その後数回改修を行い、現在の形になったのは平成27年 5 月。最新のリニューアル工事では、新たに学生証を利用しての入館ゲートや、ラーニングコモンズ、グループ学習室などが新設された。

附属図書館の歴史の中でも、主な活動として全国国立教育大学附属図書館協議会の活動がある。この協議会は、1968年に本学図書館の提唱により創設された協議会であり、1970年に発足した同協議会の研究部会は実務担当者による研究・交流の場として今日に至るまで重要な役割を果たしている。



1961年建設の旧図書館



2017年現在の図書館の様子

28. 附属学校前史

- ① 1873 (明治6) 年1月、東京師範学校に小学校創設
- ② 1891 (明治24) 年「尋常師範学校附属小学校規程」、1907 (明治40) 年「師範学校規程」により整備
- ③ 1943 (昭和18) 年、「師範教育令」(1897年・明治30) の改正により、師範学校を官立とし最高学年の生徒の教育実習を義務化

解説

師範学校における附属学校は、学制発布の翌年の1873年1月、師範学校の授業の練習学校及び地域の小学校の模範学校として、筑波大学の前身である東京師範学校に小学校が設置されたことに始まる。1891年には「尋常師範学校附属小学校規程」により、上記の目的の他に、普通教育の方法を研究する実験学校としての使命を加えられ、1907年には師範学校に附属小学校を設けることが義務づけられた。

本学の前身校では、1876年に東京府師範学校附属小学校、1900年に東京府女子師範学校 附属小学校、1911年に東京府豊島師範学校附属小、1938年に東京府大泉師範学校附属小が、 それぞれ開設され、これらが戦後、東京学芸大学附属小となり現在に至っている。附属 中・高・特別支援学校はそれぞれ戦後に成立した。

東京府師範学校附属小学校 (1876) — · · · →附属世田谷小学校 (1949) 東京府女子師範学校附属小学校 (1900) — · · · →附属竹早小学校 (1949) 東京第二師範女子部附属国民学校 (1945) — · · · · 東京府豊島師範学校附属小学校 (1911) — · · · · 東京府大泉師範学校附属小学校 (1938) — · · · →附属大泉小学校 (1949)

東京第一師範学校男子部附属中学校(1947) … 附属世田谷中学校

東京第一師範学校女子部附属中学校(1947) … 附属 竹早中学校(1954)

東京第二師範学校女子部附属中学校(1947)

東京第二師範学校男子部附属中学校(1947) … 附属小金井中学校

東京第三師範学校附属中学校 (1947) … 附属大泉中学校→附属国際中等教育学校 (2007)

附属高等学校(1954)

附属竹早中特殊学級(1954)→附属養護学校(1960。現附属特別支援学校)

東京府女子師範学校附属幼稚園(1904) → 附属竹早幼稚園(1951)

→ 附属小金井幼稚園 (1957)

出典:文部科学省高等教育局大学振興課作成「国立大学附学校園の役割・意義、そして課題」 (http://www.u-gakugei.ac.jp/~soumuren/22.12.11/07monbu.pdf、2017/2/7閲覧)、各校HP

29. 戦後附属学校の変遷

- ① 1949 (昭和24) 年「国立学校設置法」により、附属学校を国立大学・学部附属に 位置づけ
- ② 1956 (昭和31) 年「大学設置基準」により、教員養成に関する学部又は学科に、 教育研究に必要な施設として附属学校を設置
- ③ 東京学芸大学附属学校も①②の法令に基づき設置

解説

附属学校は戦後、「国立学校設置法」によって国立大学・学部附属として位置づけられ、大学・学部の教育計画に従い、a. 教育の理論及び実際に関する研究ならびにその実証を行う、b. 学生の教育実習を行う、の二つの機能を持つこととされた。1964年に改正された旧国立学校設置法施行規則第27条でもこの二点が位置づけられている。

これを受けて東京学芸大学では (イ)大学での教育研究の実験・実証校、(□)教育実習校、(ハ)公教育、(二)地域の学校との連携、の四点を目的として、合わせて11の附属学校、2つの園舎が設置されている。

資料

●国立大学法人法(平成16年4月1日施行)

第二十三条 国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園又は専修学校を附属させて設置することができる。

●大学設置基準(昭和31年10月22日文部省令第28号)

第三十九条 次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。(表は該当部分のみ)

学部又は学科	附属施設			
教員養成に関する	附属学校又は附属幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合			
学部又は学科	的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保			
	連携型認定こども園であつて、大学に附属して設置されるものをいう。			

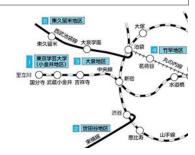
●附属学校の目的

- ・学部・大学院における研究を附属学校で実際の指導に取り入れ、その結果を学部・大学院の教育研究に 生かしていく実験・実証校としての役割
- ・学部の教育研究に基づいて教育実習を指導する教育実習校としての役割
- ・一般公立学校と同様に普通教育を行う公教育の役割
- ・地域の学校と連携して教育・研究を推し進める役割

共通の目的のため、幼稚園から高校まで11の附属校(12の校・園舎)が設置され、合わせて約5,800人の園児・児童・生徒が在学している。これら児童等に普通教育を施すとともに、学校毎、教科毎あるいは附属学校研究会を通して、大学の指導を得て指導理論を踏まえた実証的研究や実践的研究に取り組んでいる。また年間1,500人の学生を受け入れ、教育実習を行っているところである。(東京学芸大学HPより)

出典: 文部科学省高等教育局大学振興課作成 「国立大学附学校園の役割・意義、そして課題」

(http://www.u-gakugei.ac.jp/~soumuren/22.12.11/07monbu.pdf、2017/2/7閲覧)、大学HP



学生生活の手引き2016より

30. 大学院の設置

- ① 1966 (昭和41) 年 4 月大学院教育学研究科 (修士課程) 設置
- ② 1996(平成8)年4月東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科(博士課程)設置

解説

1966年国立の教員養成大学における我が国初の大学院(修士課程)が設置された。当初は学校教育と数学・理科・英語教育の4専攻のみで定員40名だったが、その後拡大し2018年度では15専攻定員279名となった。

連合大学院は我が国で初めて教員養成大学・学部に設置された博士課程である。当初は 学芸大単独での博士課程構想であったが、のちに「行政当局の意向を受ける形で」(『東京学 芸大学五十年史』p.241) 埼玉・千葉・横浜国立大学との連合大学院となった。

資料

○**修士課程の設置目的**(修士課程HP)

教育学研究科は、学部における教養教育及び専門教育の基礎の上に豊かな人間性と 科学的精神に立脚した教育研究活動を通して、教育の分野における高度専門職業人ま たは教育研究の推進者になるための優れた専門能力及び実践力を養うことを目的とし ています。

○連合大学院の設置目的(連合大学院HP)

連合学校教育学研究科(後期3年のみの博士課程)(以下「本研究科」という。)は、大学における教員養成の充実と学校教育の発展を目指して、我が国ではじめて教員養成系大学・学部に設置された博士課程で、教育の理論と実践に関する諸分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としています。

我が国の学校教育は、今日、高い水準を維持していますが、生徒指導上の問題や 過熱する受験競争等の解決すべき課題を抱えているだけでなく、新世紀にふさわしい 個性と学力を重視した教育が強調され、新たな飛躍が求められています。学校教育の 新たな発展のためには、より高い資質を持つ教員を確保するための養成・研修の充実、 教員養成の中軸をなす学問分野の研究の充実が必要です。また、学校現場に関する現 実的な研究の活性化と教員の資質の向上が重要です。

本研究科は、以下の諸点を通じて、これらの課題に応えます(以下略)

31. 教養系課程の設置

- ① 1980年代半ばの教員需要の減少とともに、国立の教員養成大学・学部が再編成
- ② その一環として1988 (昭和63) 年4月、東京学芸大学に「教養系」課程を設置

解説

1980年代半ば教員需要の減少とともに、教員養成大学・学部は行政改革の一環として改革が迫られた。その過程で、入学定員の一部を他学部・学科等に振り分けたり、教員以外の職業分野への就職のための課程等を設置して振り替えることが求められた。東京学芸大学では1988年4月に「教養系」課程として「芸術課程(G類)」「情報環境科学課程(J類)」「国際文化教育課程(K類)」「人間科学課程(N類)」を新設した。

資料

●国立の教員養成大学・学部の今後の整備の方向について(抄。文部科学省HPより)

教員養成大学・学部については、地域により実状は異なるものの、教員採用数の減 少傾向が各地に生じていることから、教員養成大学・学部が教員養成を目的としてい るにもかかわらず、その卒業生が教員へ就職する機会を確保することが困難になって おり、また、このことに伴って、教員養成大学・学部に於ける教育研究活動の推進に 影響を及ぼす等の問題が生じている。(中略)

今後の整備、再編成の具体的な在り方としては、次のような方向が適当と考えられる。

- (1) 教員養成大学・学部の入学定員の一部を振り替え、他学部等の組織を充実する方向。(中略)
- (2) 教員養成課程の入学定員の一部を振り替え、教員養成学部の中に、教員以外の職業分野へも進出することを想定した課程等を設置する方向。

●教養系の目的(学芸大HPより)

- 1. 生涯学習社会で指導的役割を担うことのできる人材を養成します。
- 2. 深い教養と専門性を持ち社会の各方面で活躍する人材を養成します。

教養系では、設置以来10余年の成果を踏まえ、国際化と情報化の進展、科学技術の 発達、心の教育の必要性、環境問題の深刻化、表現やコミュンケーションの重要性な どの生涯学習社会のニーズに応えるために、指導的役割を担うことのできる人材の養 成を目的としています。

32. 教職大学院の設置

- ① 2006 (平成18) 年7月中央教育審議会 (中教審) 答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について|
- ② 文部科学省「『教職大学院』制度の創設」計画と東京学芸大学教職大学院の 設置

解説

2006年(平成18)7月、「1、大学の教職課程を、教員として必要な資質能力を確実に身に付けさせるものに改革する」こと、「2、教員免許状を、教職生活の全体を通じて、教員として必要な資質能力を確実に保証するものに改革すること」を目的に、中教審より「今後の教員養成・免許制度の在り方について」の答申が出された。具体的には「教職課程の質的水準の向上」「『教職大学院制度の創設」「教員免許更新制の導入」の3つの方策が示された。これを受けて、東京学芸大学は2008(平成20)年4月に、日本で初めて教職大学院を設置した。

- ① 2006年(平成18)7月文部科学省答申 「今後の教員養成・免許制度の在り方に ついて」(文部科学省HP)
- 「序 教員に対する揺るぎない信頼を確立 するための総合的な改革の推進

(中略)

1、教職課程の質的水準の向上 一学部段 階で教員として必要な資質能力を確実 に身に付けさせる一

(中略)

2、「教職大学院」制度の創設 一大学院 段階でより高度な専門性を備えた力量 ある教員を養成する一

近年の社会構造の急激な変化や学校教育が抱える課題の複雑・多様化等に伴い、より高度な専門性と豊かな人間性・社会性を備えた力量ある教員が求められている。このような要請に応えるためには、高度専門職業人の養成に特化した専門職大学院制度を活用して、レベルの高い教員養成教育を行うことが必要である。また、このことは、教職課程改善のモデルを提示するものとして、既存の教職課程の改善・充実を促進するものでもある。

3、教員免許更新制の導入 —養成段階を 修了した後も、教員として必要な資質 能力を確実に保証する—

(後略)

② 東京学芸大学教職大学院の設置(東京学芸大学教職大学院HP)

2005 (平成17) 11月

本学に将来計画委員会を設置、同委員会の下に教職大学院専門委員会を置いて、教職大学院設置に向けた議論を開始した。

2006 (平成18) 年7月

中央教育審議会が「教職大学院制度の創設」を答申した。

2006 (平成18) 年9月

中央教育審議会の答申を受けて「東京学芸大学教職大学院設置準備 委員会」を設置し本学における教職大学院の概要作成作業に入っ た。

2006 (平成18) 年11月

東京学芸大学教職大学院設置準備委員会から報告書が提出された。 2007 (平成19) 年 1 月

平成20年度教職大学院設置に向けて具体的な準備を行うため、「教職大学院設置準備室」を設置した。

2007 (平成19) 年3月

役員会で教職大学院設置申請を行うことを正式に決定した。

2007 (平成19) 年6月

平成20年度教職大学院設置を申請した。

2007 (平成19) 年10月

平成20年4月、本学に教職大学院を設置することが決定した。

2008 (平成20) 年2月

東京都教育委員会と教職大学院に関する協定を結んだ。

2008 (平成20) 年4月

我が国初めての教職大学院として設置

*全国では本学を含む19の国立・私立大学が教職大学院を設置 した。

2008 (平成20) 年6月

東京学芸大学教職大学院開設祝典を挙行した。

2008 (平成20) 年10月

文科省による履行調査・ヒアリングが行われた。

33. 教員免許更新制度

- ① 2009 (平成21) 年改正教育職員免許法の施行と教員免許更新制度の成立
- ② 東京学芸大学「教員免許更新制 (調べる・学ぶ) Online

解説

2007 (平成19) 年 6 月の改正教育職員免許法の成立により、2009 (平成21) 年 4 月 1 日から教員免許更新制が導入された。これにより現職教員は、「定められた期間内に大学等が開設する30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会に申請して、10年に一度、教員免許状の有効性を更新すること」が求められることとなった。免許状更新講習認定大学(2017 (平成29) 年、全国に531校)として、東京学芸大学は、「教員免許状更新講習の在り方に関する総合的調査研究プロジェクト」(2009 (平成21)年)の中心となり、更新講習を実施するとともに、」「教員免許更新制(調べる・学ぶ)Online」を開設した。

2009 (平成21) 年「教員免許更新制 (調べる・学ぶ) Onlineパンフレット」 (同HP)



34. 東京学芸大学と特別支援教育

- ① 2009 (平成21) 年特殊教育から特別支援教育へ転換
- ② 2007 (平成19) 文部科学省「特別支援教育に関する教職員などの資質向上事業」
- ③ 2009(平成21)東京学芸大学「特別支援教育時代の教員養成システムの開発 |

解説

特殊教育から特別新教育への本格的な転換(文部科学省通知「特別支援教育の推進について」(2007(平成19)年4月))の後、中央教育審議会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(2012(平成24)年7月)が出され、全ての小・中学校等教員に特別支援教育の指導技術が求められるようになった。これを受け、東京学芸大学では特別支援教育に関する指導技術の高い教員養成システムを構築・実践するために、2009(平成21)年「質の高い大学教育推進プログラム「特別支援教育時代の教員養成システムの開発」」が開始された。

2009 (平成21) 年「特別支援教育時代の教員養成システム事業概略図」 (大学教育推進プログラム「特別支援教育時代の教員養成システムの開発」HP)

特別支援教育時代の教員養成システム 一

授業の充実・改善

「障害児の発達と教育」 (教員養成課程全学生必修科目) (1年生590名対象)

- 特別支援教育の理解
- · LD 等の児童生徒の教育的ニーズの把握
- 仮想事例に基づくバーチャル下でのアセスメント演習
- 個別の指導計画の作成

「障害と発達の心理学」

・「特別二一ズと教育学」 全学共通科目 (1年次開講)

「高齢者、障害児・者と地域」 教員養成課程 2年生対象 (プロジェクト学習)

特別支援教育専攻科目の履修 (2・3年生対象)

実習の充実・改善

- ・全附属学校において、実習生に対する特別支援教育に関する 最低限の知識と技能を説明特別支援コーディネータにより実施。
- ・講義スライドは、附属特別支援学校において特別支援科学講座と共同で開発



学部生の参加

多様な臨床活動

・学校や NPO 等と連携してのアセスメントと臨床活動

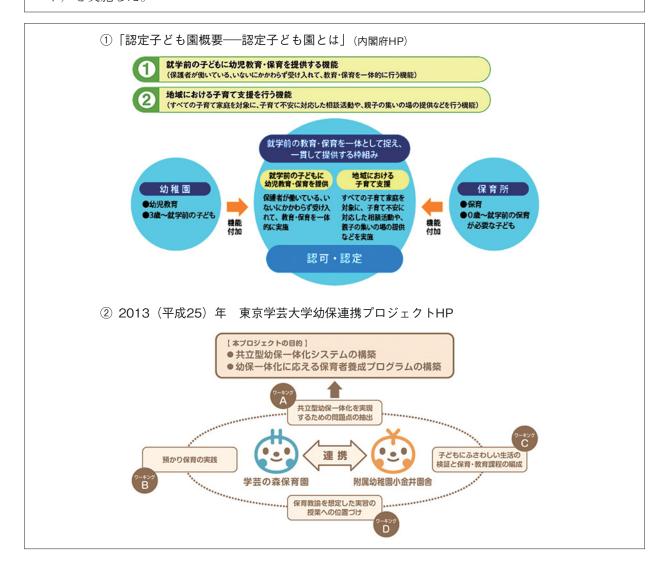
35. 東京学芸大学と幼児期教育

- ① 2012 (平成24) 年「子ども・子育て関連3法」の施行と子ども・子育て支援新制度の成立
- ② 東京学芸大学「質の高い学校教育・保育の一体的提供を保障するための保育・教育課程の構築」

解説

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、「子ども・子育て関連3法」((2012(平成24)年8月)に基づく子ども・子育て支援新制度が施行された(2015(平成27)年4月)。具体的には、a認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設、b認定こども園制度の改善、c地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実が図られ、幼稚園と保育所の連携強化が求められることとなった。

2013(平成25)年より3年間、東京学芸大学では、幼保一体化の在り方を実践的に検証し、質の高い学校教育・保育の一体的提供を目的とする保育・教育課程の構築と、幼保連携において必要となる学生の学びとそれに応える保育者養成プログラムのモデル提案を目指し、「質の高い学校教育・保育の一体的提供を保障するための保育・教育課程の構築」(通称幼保連携プロジェクト)を実施した。



36. 国際バカロレア

- ① 国際バカロレア(IB: International Baccalaureate)の設置
- ② 2013 (平成25) 年 5 月東京学芸大学他「国際バカロレア・デュアルランゲージ・ディプロマ連絡協議会」

解説

国際バカロレア(IB: International Baccalaureate)は、1968年、「チャレンジに満ちた総合的な教育プログラムとして、世界の複雑さを理解して、そのことに対処できる生徒を育成し、生徒に対し、未来へ責任ある行動をとるための態度とスキルを身に付けさせるとともに、国際的に通用する大学入学資格(国際バカロレア資格)を与え、大学進学へのルートを確保すること」を目的に設置された。国内における取組みとして、2013(平成25)年5月、東京学芸大学を中心に、高等学校等によって、国際バカロレアの導入に向けた情報共有等のため「国際バカロレア・デュアルランゲージ・ディプロマ連絡協議会」が設立された。

2013 (平成25) 年 5 月「国際バカロレア・デュアルランゲージ・ディプロマ連絡協議会 活動組織」 (国際バカロレア・デュアルランゲージ・ディプロマ連絡協議会 HP)



△ グループ 教育開発支援

課題分析とモデルプログラム開発、教材開発等

B グループ プログラム 運用支援

D P運用に係る各校の体制構築の検討

グループ 教員養成支援

IB 教員 (IBの理念を理解し、その教育手法や評価手法を マスターした教員)の研修・IB 教員養成プログラムの開発等

《I B申請支援》国際バカロレア機構アジア太平洋地域日本担当地域開発マネージャー

《グループ業務支援》事務局(東京学芸大学日本語 DP連絡支援室)

37. 国公立大学改革と東京学芸大学(1) ―国立大学法人化―

- ① 文部科学省「新たな法人制度の「始動期」(平成16~21年度)」と東京学芸大学の法人化
- ② 東京学芸大学他「教員養成ルネッサンス・HAT〇プロジェクト」の開始

解説

文部科学省は第一期中期目標期間(平成16~21年度)を「新たな法人制度の「始動期」」として位置づけ、東京学芸大学もこの「始動期」にあたる2004(平成16)年4月に法人化し、「教員養成ルネッサンス・HATOプロジェクト」をはじめとする他国立大学と連携した大学改革を実行。

① 2013年(平成25) 12月文部科学省「国立大学改革プランの位置づけ」(文部科学省HP) 国立大学法人スタート 《国立大学法人化の意義》 自律的・自主的な環境の下での国立大学活性化 ・優れた教育や特色ある研究に向けてより積極的な取組を推進 第3期 ・より個性豊かな魅力ある国立大学を実現 ※大学共同利用機関法人も同時にスタート 中期目標期間 (平成28年度~) 第2期中期目標期間(平成22~27年度) 法人化の長所を生かした改革を本格化 持続的な"競争 第1期 今後の国立大学の機能強化に向 力"を持ち、高 中期目標期間 けての考え方(平成25年6月) (平成16~21年度) い付加価値を生 改革加速期間 み出す国立大学 国立大学を取り着く環境の変化 ・グローバル化 ・少子高齢化の進展 グローバル化 新たな法人制度 イノベーション機能強化 ・新興国の台頭などによる競争激化 の「始動期」 人事・給与システムの弾力化 など 国立大学改革プラン ミッションの再定義 自主的・自律的な改善・ 発展を促す仕組みの構築 平成28年度 平成16年度 平成22年度 平成25年度 (2004年4月) (2010年4月) (2013年4月) (2016年4月)

②「教員養成ルネッサンス・HATOプロジェクト」の連携体制・部門概要

(「教員養成ルネッサンス・HATOプロジェクト」HP)



38. 国公立大学改革と東京学芸大学(2) ―教育学部の再編-

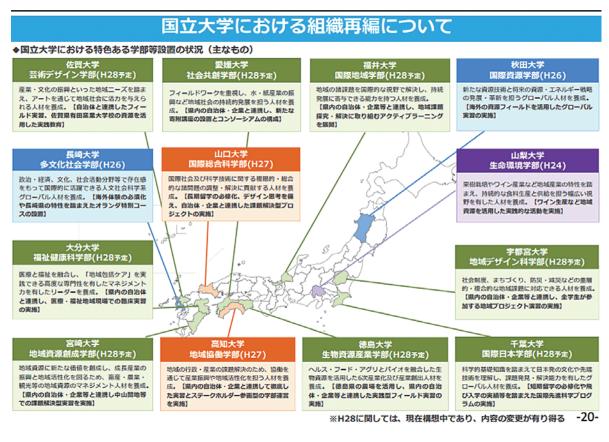
- ① 2013 (平成25) 年文部科学省「国立大学改革プラン」の策定
- ② 文部科学省「国立大学の機能強化を推進する改革構想」と東京学芸大学教育学 部の再編

解説

2013 (平成25) 年12月、文部科学省が今後の国立大学改革の方針や方策、実施方針をまとめた「国立大学改革プラン」には、「国立大学の機能強化を推進する改革構想」が含まれていた。国立大学は、これに従い各々が組織及び業務全般の再編を進め、東京学芸大学では、2015 (平成27) 年1月から、教育系と教養系の二本柱から、学校教育系と教育支援系の二本柱へと変更される教育学部の再編が行われた。

2015 (平成27) 年6月文部科学省通知 [国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて]

(文部科学省HP)



39. 東京学芸大学と英語教育

- ① 2013(平成25)年12月文部科学省「グローバル化に対応した英語教育改革実施 計画|
- ② 東京学芸大学「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究事業 |

解説

文部科学省が「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」(2013年12月・平成25) において、小・中・高等学校を通じた英語教育改革を掲げると、『英語教育の在り方に関す る有識者会議』は、英語担当教員に必要な養成・研修の在り方などに関する5つの提言を 行った。中央教育審議会においても、小学校3年生からの外国語活動の開始、5・6年生 における教科としての外国語の実施などが検討され、教員養成・研修の在り方について提 言がなされた。東京学芸大学では、小学校教員及び中・高等学校における英語担当教員の 教職課程、現職教員研修のコア・カリキュラム開発に向けた調査研究を目的に、「英語教員 の英語力・指導力強化のための調査研究事業」を開始した。

2015年(平成27) 「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究体制」

(「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究事業」平成27年度報告書)

平成27年度 英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究 体制

全体会議

> ①~②全てのメンバーで構成。定期的に関値し、方向性の共有、進捗管理、全体とりまとめ等を行う。 メンバー:大学(有識者)、英語担当指導主事(教育委員会)、現職教員(小・中・高等学校) オブザーバー(文料省教科調査官ほか)

座長: 約谷恭子(東京学芸大学教授) 事務局: 東京学芸大学

分科会

①小学校教員の英語力・指導 カ向上に向けたプログラムの 開発·検証

統括者: 粕谷恭子

(東京学芸大学教授) ①現状の外国語活動等に係る教職課程 におけるプログラムの調査・分析

- ・小免の課程認定を受けている約230 大学を対象にした質問紙調査
- ・大学への実地調査
- ②効果的な教職課程におけるモデルブ ログラムの開発
- ・小学校英語教育関連の学会との協力 ※小学校英語教育学会 日本児童英語教育学会 大学英語教育学会 全国英語教育学会 など ・有識者との意見交換
- ③開発した教職課程のモデルプログラ ムの検証
 - 大学・教育委員会・関連学会等からの フィードバックの分析
- ・大学での試行・検証
- ④成果の報告・普及
 - ・シンポジウムの開催、報告書の作成

カ 者

②中・高等学校教員の英語 カ・指導力向上に向けた プログラムの開発・検証

統括者:馬場哲生

(東京学芸大学教授)

- ①中・高等学校教員の教職課程に関す る調査・分析
 - ・中・高免(英語)の課程認定を受けて いる約400大学を対象にした質問紙 調査
- 大学への実地顕査
- ・有識者との意見交換
- ②効果的な教職課程におけるモデル プログラムの開発
 - ・中・高英語教育関連の学会との協力
- ・有識者との意見交換
- ③開発した教職課程のモデルプログラ ムの検証
 - ・大学・教育委員会・関連学会等から のフィードバックの分析
- 大学での試行・検証
- ④成果の報告・普及
- ・シンポジウムの開催、報告書の作成

協 カ

③小・中・高等学校の現職 教員を対象とした教員研 修プログラムの調査分析

統括者: 粕谷恭子

(東京学芸大学教授)

- ①現状の教員研修プログラムの調 春·分析
- 約1800の自治体を対象にした質問 新調査
- ・約10市町村への調査

②効果的な教員研修モデルプログラ ムの開発

- ・英語関連学会との協力
- 有識者との意見交換

③開発した教員研修モデルプログラ ムの普及

- ・教育委員会と連携し実証
- ・シンポジウムの開催、報告書の作

協 カ

40. 東京学芸大学と道徳教育

- ① 東京学芸大学「地域・学校と連携した『総合的道徳教育プログラム』の開発|
- ② 2015 (平成27) 年学習指導要領の一部改正と道徳の教科化(「特別の教科 道徳」の誕生)

解説

2008(平成20)年より東京学芸大学では道徳教育の充実を図るため、「1 道徳教育推進教員の養成・研修プログラム」「2 汎用性の高い魅力ある道徳教育教材開発」「3 道徳性をはぐくむ体験学習プログラム開発」から構成される「地域・学校と連携した『総合的道徳教育プログラム』の開発」が開始された。

中央教育審議会答申「道徳に係る教育課程の改善等について」(2014(平成26)年)に続いて、2015(平成27)年3月の学習指導要領の一部改正で、道徳の時間が教育課程上、「特別の教科である道徳」として新たに位置づけられた。

資料

2015年(平成27) 3月「小学校 道徳 (一部改正学習指導要領)」(文部科学省HP)

第3章 特別の教科 道徳

第1 目標

第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

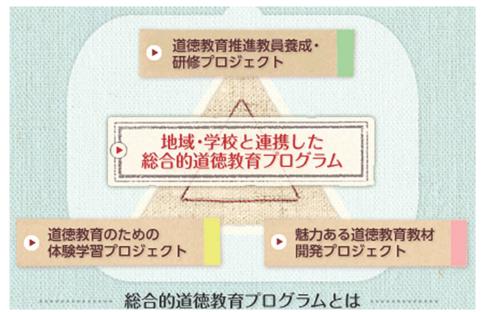
第2 内容

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科においては、以下に示す項目について扱う。 (中略)

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

(後略)

2008 (平成20) 年 「総合的道徳教育プログラムとは」 (いのち輝く子どもを育てる総合的道徳教育プログラムHP)



41. 東京学芸大学と「日本・OECD共同イニシアチブ・プロジェクト」

- ① 現行学習指導要領における「生きる力」の重視
- ②「日本・OECD共同イニシアチブ・プロジェクト」
- ③ 東京学芸大学次世代教育研究推進機構「日本における次世代対応教育モデルの研究開発」

解説

2015(平成27)年、東京学芸大学は文部科学省及びOECD等関係機関と連携し、日本における次世代対応型教育モデルの研究開発を推進するため、学長を機構長とする次世代教育研究推進機構を設置した。本機構は新学習指導要領を見据え、育成すべき資質・能力の視点から多様な教育モデルを研究・開発することを目標とし、能動的活動と知識習得のバランスがとれたアクティブ・ラーニング授業の体系化・映像化を行い、OECDを通じて世界に発信している。本機構による「日本における次世代対応教育モデルの研究開発」プロジェクトは、現行学習指導要領の掲げる「生きる力」の理念の上に、2014年4月より日本とOECDの共同で21世紀の教育に資するための事業活動として展開される「日本・OECD共同イニシアチブ・プロジェクト」の枠組みの中で進められている。

2015(平成27) 年 8 月 「全ての生徒に共通に育むべき資質・能力と、高等学校各教科の必履修科目の関係等」 (文部科学省HP)

日本・OECD共同イニシアチブ・プロジェクト

- グローバル化・少子高齢化等の時代の変化を乗り越え、新しい時代を切り拓いていく ために必要な資質・能力を子供たちに育むための新たな教育モデルを日本・OECD共 同で開発し、我が国のみならず、課題を共有する諸外国と共有し、各国における学校 教育の革新等に寄与することを目的として実施するもの。
- 本プロジェクトは、日本・OECD間のバイラテラルな枠組みのもとで、以下の具体的な事業を通じて実施する。

政策対話

新しい時代にふさわしいカリキュラムや授業の在り方、アクティブ・ラーニングをはじめとした学習・指導方法、学力評価の在り方等に関して、文郎科学省・OECD双方のハイレベルスタッフにより意見交換を行う政策対話を実施し、本プロジェクトに包括的な方向付けを与えることとする。

共同研究

日本側は東京学芸大学を主な主体として、日本・OECD共同で、教育方法や、OECDが有する様々なノウハウ・データの調査研究等を通じて、学校現場の教育革新に資する成果の創出を 日指す。

地域創生イノベーションスクール2030

OECD東北スクール事業の成果の上に、課題解決や国際性涵養等に資する学習内容・方法の学校現場への普及を実践的に検証する事業として、文部科学省・OECD・福島大学等が共同で実施することを目指す。

2015 (平成27) 年 4 月 「プロジェクト概要」

(東京学芸大学次世代教育研究推進機構HP)



42. 学芸大学の国際交流と留学

- ① 東京学芸大学の語学・文化研修留学プログラムと短期派遣・受入プログラム
- ② 東京学芸大学と「キャンパス・アジア」事業

解説

2017年5月現在、東京学芸大学は20の国・地域の64大学と交流協定を結び、学術交流や学生交流を行っている。交換留学制度や協定校のサマープログラム・短期研修プログラムが整備される一方、教員養成系大学独特の多様なプログラムを開発している。海外の大学への短期派遣プログラムでは、海外の大学の授業体験や現地学生との議論、現地小学校の授業参観のほか、折り紙、音楽などの指導体験が行われている。

2011 (平成23)、文部科学省は「大学の世界展開力強化事業」を開始した。これと関連して、日本・中国・韓国の大学がコンソーシアムを形成し、日本人学生の海外留学や外国人学生の積極的受入れを伴う教育連携プログラムを実施するのが「キャンパス・アジア」事業である。東京学芸大学の「キャンパス・アジア」事業は、2016 (平成28)年選定され、北京師範大学・ソウル教育大学校と協力して、日本人学生の海外体験の機会増加や国際性豊かなキャンパス環境づくりに取り組んでいる。

「東京学芸大学「キャンパス・アジア・プログラム」 の取り組み(2017年5月現在)」 (「大学案内2018」)

● 学芸フロンティア科目「留学のすすめ」

● 社会で幅広く活躍し、実績・経験豊かなゲスト・スピーカーによる講義が受けられる「学芸フロンティア科目」の一つとして、2017年春学期から、アジア・ヨーロッパを中心とした本学の海外協定校への留学の魅力やその実態を、海外大学の教員や留学経験者が紹介する科目を開設しています。

● 交換留学の実施

- 3名の学芸大生が北京師範大学に留学し、1年間の予定で 中国語や中国の教育について学んでいます。秋からはさらに 5名の学生が中国・韓国に留学する予定です。
- 北京師範大学生3名を含む8名の中国・韓国からの学生が、 学芸大に留学しプログラムに参加しています。学芸大生と一 緒に、日本の教育や文化について学びあい、2017年3月に は日光にて、史跡や自然景観に関する調査のため、自主的な 計画のもとに春合宿を行いました。

● 短期語学・文化研修プログラム

- 2017年2月ソウルにおいて2週間のWinter Program for Trilateral Cooperation (WPTC)が実施され、学芸大・北京師範大合わせて17名の学生が参加しました。学校現場での授業参観や児童生徒との交流、ソウル教育大生との交流・ディスカッション、韓国の生活・伝統文化体験など豊富な内容に取り組みました。
- 夏にも、中国・韓国への短期プログラムが実施されるほか、 学芸大においても中国・韓国の学生が参加するプログラムが 行われます。

「東京学芸大学「海外の大学との短期派遣・ 受入プログラム」(2017年5月現在)」 (「大学案内2018)

● 2017年度に実施する受入プログラム

- 米国・ミシガン州立大学、島根大学(実施期間:5月30日~6月2日) 東京学芸大学・ミシガン州立大学・島根大学の学生が都内インターナショナル・スクール、東京学芸大学附属学校、私立大学附属学校などを見学し、学校給食や清掃などを体験し、日本の文化を考えます。
- 米国・ブリッジウォーター州立大学 (実施期間:6月10日~6月16日) ブリッジウォーター州立大学と東京学芸大学の両大学の学生がプロジェクト学習や学校見学を協働で行いながら、教育について考えます。使用言語は英語となりますが、意見交換を通じ教育のあり方について考え直す貴重な機会になります。

● 2016年度に実施した派遣プログラム

(いずれも長期休暇中の2~3月に実施。)

- 米国・マサチューセッツ州 ブリッジウォーター州立大
- 米国・ニューヨーク州 ニューヨーク州立大学コートランド校
- 米国・ハワイ州 ハワイ大学マノア校

● 2017年度に実施予定の派遣プログラム

上記に加え、29年度は以下の大学への派遣も計画されています。(派遣時期は $2\sim3$ 月を予定しています。)

● 豪州・ビクトリア州 メルボルン大学

43. 同 窓 会

- ① 本学には「社団法人東京学芸大学同窓会」と「辟雍会」の二つの同窓会
- ② 二つの違いは、現役大学生、大学院生を会員に含めているかどうか前者は大学設立当時から、後者は2003年に設立

資料

社団法人東京学芸大学同窓会

①目 的

国の教育の発展、特に東京都教育の振興を図り、併せて会員をはじめとする学校教育教員の資質を高めることを目的とする。

②会 員

正 会 員 … 東京学芸大学並びにその前身の師範学校出身者

客員会員 … 東京学芸大学教員及び教員であった者

③主な沿革

明治19年、小学校教員講習所卒業生を似て「七杉会」を結成。明治23年、「東京府師範学校同窓会」と会名を変更した。大正9年7月24日社団法人として認可され、会名を「社団法人東京府立師範学校」と変更した。昭和28年3月東京学芸大学第一回卒業生を迎えるに当たり、同年6月会名を「社団法人東京学芸大学同窓会」に変更し、現在に至る。

辟雍会 (東京学芸大学全国同窓会)

①目 的

東京学芸大学の発展と社会への貢献に資するとともに、会員相互の交流と連携 及び親睦を図ることを目的とする。

②会 員

正 会 員 … 本学(師範学校含む)の学部、特別専攻科又は大学院に在籍して

いる者、卒業又は修了した者、在籍したことがある者、本学の教 職員、本学に勤務したことがある者、それ以外の者で、理事会の

推薦により総会の承認を得たもの

賛助会員 … 会員の関係者等であって、本会の趣旨に賛同し、会費を納入した

者

特別会員 … 東京学芸大学長

③主な沿革

平成15年11月、「辟雍会(東京学芸大学全国同窓会)」創立。平成25年、創立10 周年に際し、会名を「東京学芸大学辟雍会」と改称、現在に至る。現在、24都道 府県に支部を設立し、平成29年には韓国支部も設立されている。

1872 明治 5		東京に官立師範学校設置/学事奨励二関スル太政官布告(学制序文・被仰出書)、
		学制発布
1873 明治6 東	京府、小学教則講習所開設	
1876 朗治 9	夏京府小学師範学校開校(同年中に東京府師範学校に改称)/東京府小学師範学校の附属小学校(現在の附属世田谷小学校の創始)開校	
1879 明治12		教育令施行(学制廃止)
1880 明治13		教育令改正
1881 明治14		小学校教員心得公布/師範学校教則大綱制定
1883 明治16		府県立師範学校通則制定
1885 明治18		内閣制度創設(太政官制廃止)/初代総理大臣に伊藤博文、初代文部大臣に森有礼
1886 明治19		帝国大学令、師範学校令、中学校令、小学校令制定(教育令廃止)/教育検定制度発足
1887 明治20 東	夏京府師範学校、東京府尋常師範学校に改称	
1890 明治23		教育二関スル勅語(教育勅語)公布/小学校令改正
1891 明治24		小学校教則大綱制定
1897 明治30		師範教育令公布(師範学校令廃止)
1898 明治31 東	夏京府尋常師範学校、東京府師範学校に改称	
1900 明治33	夏京府女子師範学校設置/東京府女子師範学校附属小学校(現在の附 場竹早小学校の源流)設置	小学校令改正 (義務教育を 4 年に統一)
1902 明治35		臨時教員養成所官制発布
1903 明治36		小学校教科書国定化
1904 明治37	夏京府女子師範学校内に附属幼稚園(現在の附属幼稚園竹早園舎の源 彰)設置	
1907 明治40		師範学校規程制定(第一部、第二部制発足)/小学校令改正(義務教育を6年 に統一)
1908 明治41 東	京府豊島師範学校設置/東京府師範学校は東京府青山師範学校に改称	
1911 明治44 豊	豊島師範に附属小学校(現在の附属小金井小学校の源流)開校	
1917 大正6		臨時教育会議開始
1918 大正7 青	計山師範に附属商業補習学校開校/豊島師範に附属農業補習学校開校	
1920 大正9 東	東京府立農業教員養成所設置	
1922 大正11		臨時教員養成所の再設置(1929年までに16校設置)
1925 大正14		師範学校規程中改正(第一部 5 年制発足)/陸軍現役将校学校配属令公布
1931 昭和 6		師範学校規程中改正(第二部 2 年制発足)
1938 昭和13	夏京府大泉師範学校設置(本科第二部のみ)/大泉師範附属小学校(現 Eの附属大泉小学校の創始)設置	
1939 昭和14		傷痍軍人東京小学校教員養成所開設/東京特設小学校教員養成所開設
1941 昭和16 各	5師範学校の附属小学校は全て附属国民学校に改称	国民学校令公布
1943 昭和18	東京府の各師範学校が、官立東京第一師範学校・官立東京第二師範学 で、官立東京第三師範学校に再編	師範教育令改正新/師範学校規程実施
1944 昭和19 東	東京青年師範学校開校/東京第二師範学校女子部開設	師範教育令改正(「青年師範学校」の追加)
1946 昭和21 東	夏京第二師範学校男子部が小金井地区に移転	米国教育使節団第一次報告書/教育刷新委員会設置
	S師範学校附属国民学校を附属小学校と改称/東京第一師範学校男子	
	S附属中学校(現在の附属世田谷中学校の創始)、東京第一師範学校女	発行/新制小・中学校発足/教育刷新委員会第六回建議
	产部附属中学校(現在の附属竹早中学校の創始)、東京第二師範学校男 ・部附属中学校(現在の附属小金井中学校の創始)、東京第三師範学校	
	一部的属中子校(現在の的属小並井中子校の創始)、東京第二印東子校 対属中学校(のちの附属大泉中学校)を設置	
1948 昭和23		 新制高等学校発足/教育委員会法公布
	京学芸大学学芸学部発足(初代学長、木下一雄)	教育職員免許法・文部省設置法・国立学校設置法公布/日本教育大学協会発足/教育刷新委員会は教育刷新審議会に改称
1950 昭和25		教育劇材安良云は教育劇材番譲去に収析 国立大学協会発足、第二次米国教育使節団来日
	夏京第一師範学校・東京第二師範学校・東京第三師範学校・東京青年	
1951 昭和26 師	マスポー・印製子グ・東スポー・印製子グ・東スポー・印製子グ・東ステー 「範学校、廃止	
1952 昭和27		中央教育審議会(中教審)設置(教育刷新審議会廃止)
	村属学校部設置/社団法人東京学芸大学同窓会発足	************************************
1954 昭和29	村属高等学校設置	義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法・教育公務 員特例法の一部を改正する法律(教育二法)公布
1955 昭和30		学習指導要領(高)第二次改訂
1956 昭和31		地方教育行政の組織及び運営に関する法律・新教育委員会法公布・施行/文部省、 初の全国学力調査

		本学関係の動き	教育行政・教育界の動き
1957	昭和32	附属幼稚園小金井園舎設置	
1958	昭和33		学習指導要領(小・中)第二次改訂
1960	昭和35	附属養護学校設置	学習指導要領(高)第三次改訂
1961	昭和36		文部省、高校生急増対策全体計画発表/学校教育法改正公布(5年制(工業)高等専門学校の設置等)/高校生急増対策法公布
1962	昭和37		「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」公布
1963	昭和38		教科書無償措置法公布
1964	昭和39	大学・附属図書館を小金井地区へ統合完了	
1966	昭和41	「学芸学部」を「教育学部」に改称/大学院教育学研究科修士課程設置 (教育学部では本学が初)	東京学芸大学を除く他の6つの学芸大学は教育大学と改称、また各地の大学の学 芸学部はすべて教育学部に改称
1968	昭和43		学習指導要領(小)第三次改訂
1969	昭和44		学習指導要領(中)第三次改訂
1970	昭和45	『東京学芸大学二十年史』刊行	学習指導要領(高)第四次改訂
1972	昭和47		
1974	昭和49	附属図書館新館開館/附属高等学校大泉校舎設置	
1977	昭和52		学習指導要領(小・中)第四次改訂
1978	昭和53		学習指導要領(高)第五次改訂
1979	昭和54		 養護学校の義務化
1984	昭和59		臨時教育審議会設置(~ 1987〈昭和62〉年)
1988		「教養系」設置	教育職員免許法改正/単位制高等学校発足
1989	平成元	17724712 3412	学習指導要領(小・中)第五次改訂、同(高)第六次改訂/初任者研修制度実施
1990	平成 2		大学入試センター試験実施/生涯学習振興法公布
1992	平成 4		学校週五日制実施
1994	平成 6		プラスル
1996		大学院連合学校教育学研究科博士課程設置	大主・シー作作リに対するテネリカルルン 同・サード 「心・ローナーペー」 改画 中教審答申 「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」 答申
		副学長設置	学習指導要領(小・中)第六次改訂
1999		『東京学芸大学五十年史』刊行(「通史編」と「資料編」の2冊)	学習指導要領(高)第七次改訂
	平成12		教育改革国民会議「教育を変える17の提案」最終報告
2001	平成13		文部科学省(文科省)発足/文科省「21世紀教育新生プラン」策定
2002			文科省「確かな学力の向上のための2002アピール〜学びのすすめ」発表/公立学校で完全学校週五日制開始
0000		辟雍会(東京学芸大学全国同窓会)設立	国立大学法人法施行/中教審「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本記書の本具書によった。
2003	平成15		本計画の在り方について」「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充
		国立大学法人東京学芸大学発足	実・改善方策について」答申/学習指導要領一部改訂
2004		国业人子法人来尔子云人子光足	中教審「食に関する指導体制の整備について」と「今後の学校の管理運営の在り方について」答申
2006	平成18		中教審答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」/教育基本法改正・施行
2007	平成19	附属国際中等教育学校設置	文科省通知「特別支援教育の推進について」/学校教育法改正(盲・聾・養護学校の特別支援学校への一本化)
2008	平成20	教職大学院設置(日本では本学が初設置)/「地域・学校と連携した	中教審「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等
		『総合的道徳教育プログラム』の開発」開始	の改善について」答申/学習指導要領(小・中)第七次改訂
2009	平成21	「特別支援教育時代の教員養成システムの開発」開始	教員免許更新制度開始/学習指導要領(高)第八次改訂、同(特)初公示
2010			中教審教育課程部会「児童生徒の学習評価の在り方について」報告
2011	平成23		中教審「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申
2012		東京学芸大学他「教員養成ルネッサンス・HATOプロジェクト」開始 /「幼保連携プロジェクト」開始	「子ども・子育て関連 3 法」成立/中教審「学校安全の推進に関する計画の策定について」「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について、 ****
		「国際バカロレマ・ニュマリニン・ゲーン・ゴ・ブロッキのかき!ニュー	て」答申
2013	平成25	国際ハカロレア・テュアルフンゲーン・ティノロマ連絡協議」設立 (本学が中心) / 附属国際中等教育学校、国際バカロレア中等教育プログラム (MYP) 校として認定	文科省、「国立大学改革プラン」と「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」策定/中教審「第二次教育振興基本計画について」答申
2014	平成26		中教審「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」答申
	平成27	「教育学部」の再編(「教育系」「教養系」から「学校教育系」「教育支援系」へ)/次世代教育研究推進機構設置/附属図書館リニューアルオープン	学習指導要領一部改訂(「特別の教科・道徳」)/中教審「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について〜学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて〜」「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」答申
2016	平成28	「キャンパス・アジア」事業開始	

---- 参考文献 -----

『創立六十年 青山師範学校沿革史』東京府青山師範学校、1936年

『沿革 東京府豊島師範学校創立三十周年』東京府豊島師範学校、1940年

『東京学芸大学二十年史 一創基九十六年史—』東京学芸大学創立二十周年記念会、1970年

『撫子八十年 ——東京府豊島師範学校創立八十周年・東京第二師範学校女子部開校四十五 年記念』 撫子会、1988年

『追分四十五年』 撫子会、1988年

『創立60周年記念誌』東京府大泉師範学校同窓会・東京第三師範学校同窓会・東京学芸大学 東京第三師範学校同窓会、1999年

『東京学芸大学五十年史 通史編』東京学芸大学創立五十周年記念事業後援会、1999年 『東京学芸大学五十年史 資料編』東京学芸大学創立五十周年記念事業後援会、1999年 陣内靖彦『東京・師範学校生活史研究』東京学芸大学出版会、2005年 東京学芸大学大学史資料室主催の展示会小冊子



本下一雄初代学長 出典: 本下一雄関係文書(東京学芸大学大学史資料室所蔵)



「通いなれた第一師範駅 (現学芸大学駅)」 出典:『二十年のあゆみ』(東京学芸大学附属世田谷中学校、1967年)





上:附属図書館の様子(1960年代後半ヵ) 下:武蔵野マラソンの様子(1960年代後半ヵ)

所蔵:東京学芸大学大学史資料室





上:1969年前後の東京学芸大学全景(『東京学芸大学二十年史』所収) 下:2010年の東京学芸大学全景

【平成29年度運営委員会】

◎大石 学 副学長・人文社会科学系教授

宿谷 晃弘 人文社会科学系准教授

高橋 宏文 芸術・スポーツ科学系准教授

藤井 健志 人文社会科学系教授

服部 哲則 自然科学系講師

狩野 賢司 附属学校運営参事

石橋 英二 教育研究支援部長

◎は委員長

【平成29年度室員】

◎大石 学 副学長・人文社会科学系教授

○藤井 健志 人文社会科学系教授

君塚 仁彦 総合教育科学系教授

椿 真智子 人文社会科学系教授

及川英二郎 人文社会科学系教授

服部 哲則 自然科学系講師

小正 展也 専門研究員

戎 子卿 専門研究員

村上 恭二 事務室長

◎は室長 ○は副室長

【東京学芸大学大学史テキスト編集担当】

編 集 大石 学

副編集 小正 展也

担 当 山田 篤史

谷山 慎一

事務 村上 恭二

池原 優子

発行: 平成30年3月31日